



18 歳未満の方を対象にした福祉制度を掲載しています



所沢市

『こども福祉ガイド』は、**18歳未満の方**を対象とした主な福祉制度を中心に掲載しています。

18歳以上の方は、障害福祉課が発行する『障害者福祉ガイド』をご覧くださいようお願いいたします。

いずれのガイドも所沢市ホームページに掲載されています。

1 障害者手帳		各種料金割引等	
① 身体障害者手帳	1	① 鉄道旅客運賃	14
② 療育手帳	1	② バス運賃	14
③ 精神障害者保健福祉手帳	1	③ タクシー料金	15
		④ タクシー使用料の補助	15
2 相談の窓口		⑤ 自動車ガソリン費補助	16
●●● 市の窓口 ●●●		⑥ 有料道路料金	16
① 所沢市役所	2	⑦ 埼玉県思いやり駐車場制度	17
② 所沢市こども支援センター（発達支援エリア）	2	⑧ 駐車禁止除外標章の交付	17
③ 所沢市立松原学園	2	⑨ 航空運賃（国内線）	17
④ 所沢市保健センター	2	⑩ NHK受信料	18
⑤ 所沢市教育委員会	3	⑪ NTT番号案内「104番」	18
●●● 県の窓口 ●●●		⑫ 郵便はがきの無料配布（青い鳥郵便はがき）	18
① 埼玉県総合リハビリテーションセンター	3	⑬ 郵便料金	18
② 所沢特別支援学校	3		
③ 狭山保健所	3	6 福祉用具等	
④ 精神保健福祉センター	3	① 補装具費（交付・修理・貸与）の支給	19
⑤ 所沢児童相談所	3	② 補装具費・点字図書の自己負担額の補助	19
⑥ 埼玉聴覚障害者情報センター	4	③ 日常生活用具費の支給	20
⑦ 埼玉県医療的ケア児支援センターかけはし	4	④ 住宅改造への補助（居宅改善）	23
●●● 民間の窓口 ●●●		⑤ 小児慢性特定疾病児童の日常生活用具の給付	24
① 相談支援事業所	4	⑥ 重度障害児等への紙おむつ購入費の支給	25
② 所沢市社会福祉協議会	5	⑦ 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の助成	25
③ 成年後見事業	5		
④ 民生・児童委員	5	7 介護・医療	
		① ホームヘルプサービス	27
3 福祉手当		② 移動浴そう車の派遣	27
① 特別児童扶養手当（国の制度）	6	③ 短期入所（ショートステイ）	27
② 児童扶養手当（国の制度）	6	④ 日中一時支援事業	28
③ 障害児福祉手当（国の制度）	7	⑤ 移動支援事業	29
④ 所沢市重度心身障害福祉手当	7	⑥ 生活サポート事業	30
⑤ 難病患者見舞金（市の制度）	8	⑦ 歯科診療所あおぞらの障害児者歯科診療	30
⑥ 心身障害者扶養共済制度	8		
4 医療費の助成		8 通所等による発達支援	
① 重度心身障害児等医療費助成	9	① 児童発達支援	31
② 自立支援医療（育成医療・精神通院医療）	9	② 放課後等デイサービス	31
③ ひとり親家庭等医療費助成	9	③ 居宅訪問型児童発達支援	31
④ 難病に係る医療費助成	10	④ 保育所等訪問支援	31
		もっと知りたい方へ Q&A	32
5 税金・各種料金割引等		通所事業所一覧表	33
●●● 税金等の負担軽減 ●●●		事業所マップ	34
① 所得税	11	9 その他の情報	35
② 住民税	11		
③ 相続税	11	10 資料	
④ 贈与税	12	① 身体障害者障害程度等級表	36
⑤ 固定資産税	12	② 障害者総合支援法の対象疾病一覧	39
⑥ 自動車税（種別割・環境性能割）	13	③ マイナンバー制度について	42
⑦ 保育料	13	④ 障害者マークの紹介	43

等級別該当事業の一覧（主な制度）

○：おおむね該当 △：状況等によって該当

この表は簡略化したものですので
必ず本文とあわせてご覧ください。

[illegible]

1

障害者手帳

① 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認定された方に交付される手帳です。障害の種類や程度により1級から6級まで区分されており（→巻末資料）、等級に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

- 持ち物**
- ・指定医師の診断による身体障害者診断書（様式は下記窓口にあります）
 - ・マイナンバーに関する書類（40ページ）

窓口 障害福祉課 Tel2998-9116 Fax2998-1147

② 療育手帳

療育手帳は、児童相談所（又は知的障害者更生相談所）にて知的障害と判定を受けた人に交付される手帳です。障害の程度により{A（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）}に区分されており、等級に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

手帳の区分	A（最重度）	A（重度）	B（中度）	C（軽度）
知能指数	20 以下	21～35	36～50	51～70

* 知能指数のほか、心理判定、医学判定、調査結果などを総合的に判断して決定されます。

- 持ち物**
- ・母子健康手帳（新規の方）
 - ・マイナンバーに関する書類（40ページ）
 - ・印かん等 * 事前に下記窓口にお問合せください。

窓口 こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035
（18歳以上は障害福祉課 Tel2998-9116 Fax2998-1147）

③ 精神障害者保健福祉手帳

統合失調症、そううつ病、うつ病等の精神疾患、てんかん、発達障害又は高次脳機能障害等を有する方で、精神障害のため長期（初診から6ヶ月以上経過）にわたり日常生活又は社会生活に制約がある方を対象とした手帳です。障害の程度により1級から3級まで区分されており、手帳を持つことで税制の優遇措置等を利用できます（有効期間は2年）。

- 持ち物**
- ・指定医師の診断による診断書（様式は下記窓口にあります）
 - ・マイナンバーに関する書類（40ページ）
 - ・印かん

窓口 保健センター健康管理課 こころの健康支援室 Tel2991-1812 Fax2995-1178

次の場合
届出して
ください

- ・住所、氏名、保護者(18歳未満の障害者の場合)が変わったとき
- ・障害程度が変わったとき→再申請により等級が変更することがあります。
- ・本人が死亡したとき
- ・手帳を紛失、破損したとき

サポート手帳について

発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、ADHD等）のある方について、乳幼児期から成人期に至るまで一貫してよりよい指導を受けたり、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらったりするための手帳で、埼玉県が作成したものです。

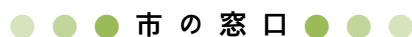
発達障害のある方やその家族等に配付しています。

窓口 こども福祉課、保健センター健康管理課 こころの健康支援室



2

相談の窓口



① 所沢市役所 〒359-8501 所沢市並木 1-1-1 所沢市役所

1 階	障害福祉課	18歳以上の身体障害者福祉、知的障害者福祉、障害者の医療費助成	Tel2998-9116 Fax2998-1147
	保健医療課	指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成の新規受付	Tel2998-9385 Fax2998-9061
2 階	生活福祉課	生活保護、低所得者への援護	Tel2998-9201 Fax2998-9207
	こども支援課	児童手当、子ども医療費、児童扶養手当、子育て支援の情報提供、ひとり親家庭等自立支援など	Tel2998-9124 Fax2998-9035
	こども福祉課	18歳未満の療育手帳と障害児福祉、特別児童扶養手当、サポート手帳の交付	Tel2998-9223 Fax2998-9035
	保育幼稚園課	保育園などへの入園、私立幼稚園補助金	Tel2998-9126 Fax2998-9035
	青少年課	児童館、放課後児童育成	Tel2998-9103 Fax2998-9035

② 所沢市こども支援センター 発達支援エリア（マーガレット）

発達障害またはその心配がある子どもとその保護者に対し、早期からの相談や子どもの特性に応じた発達支援を行っています。

〒359-1112 所沢市泉町 1861-1 こどもと福祉の未来館内 Tel2922-2118 Fax2922-2198

③ 所沢市立松原学園

子どもの成長や発達についての相談や情報提供を行っています。

発達障害児を支えるご家族同士の交流の場として、「発達障害児家族のつどい」を実施しています。

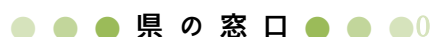
〒359-0002 所沢市中富 1535-1 Tel2990-3488 Fax2943-2322

④ 所沢市保健センター 〒359-0025 所沢市上安松 1224-1

健康管理課	予防接種、がん検診、各種成人検診	Tel2991-1811 Fax2995-1178
こころの健康 支援室	精神保健福祉（自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳・福祉サービスの利用相談）	Tel2991-1812 Fax2995-1178
健康づくり支援課	健康相談・健康づくりに関する教育室・在宅療養されている方の訪問	Tel2991-1813 Fax2995-1178
こども家庭センター	妊娠届出、乳幼児健康診査、両親学級、プレママクラス、離乳食教室、妊娠期から子育て期までのこどもや家庭に関するあらゆる相談、児童虐待の通告・相談	妊娠・出産担当 Tel2991-1820 母子保健担当 Tel2991-1817 こども相談担当 Tel2991-1824 栄養・歯科担当 Tel2991-1813 （健康づくり支援課内） Fax2995-1178

⑥ 所沢市教育委員会

教育センター 教育相談室	市内在住の年長児（小学校入学に向けた悩みや心配ごと）や小学生から18歳までのお子さんとその保護者の方からの相談（学校や友人関係、不登校）をお受けします。	電話相談 Tel2924-3333 こども電話相談 Tel2924-3334 〒359-1118 所沢市けやき台 2-44-2
学校教育課 健やか輝き支援室	心理士、警察官OB、元校長等の専門家による教育相談をはじめ、いじめ、非行問題行動、怠学や非行による不登校等に関わる相談を受け付けています。	・学校教育課 Tel2998-9238 Fax2998-9167 ・教育臨床研究エリア 〒359-0042 所沢市並木 6-4-1 生涯学習推進センター内 Tel2993-2816



① 埼玉県総合リハビリテーションセンター

身体障害者更生相談所として、18歳以上の身体障害者の自立支援医療給付、施設入所などについて医学的、心理学的及び職能的判定を行なうとともに、補装具の処方及び適合判定を行なっています。

知的障害者更生相談所として、知的障害者の施設入所などについて医学的、心理学的及び職能的判定を行い、相談・指導を行っています。

〒362-8567 上尾市西貝塚 148-1 Tel048-781-2222 Fax048-781-1552

② 所沢特別支援学校

幼稚園・保育園や地域の学校に通う子どもの成長や学習面の発達、進路のことなどでお困りの保護者や教員から相談を受けています。

〒359-0003 所沢市中富南 1-1802-7 Tel2994-8733 Fax04-2991-1005

③ 狭山保健所

保健衛生の向上と増進のため、乳幼児から高齢者まで健康等に関する相談や指導を行っています。

〒350-1324 狭山市稲荷山 2-16-1 Tel04-2954-6212 Fax2954-7535

④ 精神保健福祉センター

地域精神保健福祉の推進を図るため、精神障害者に関する相談業務・社会復帰施設の運営・啓発事業の実施・精神科救急情報センターの運営などを行っています。

〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 818-2 Tel048-723-3333 Fax048-723-1550

⑤ 所沢児童相談所

18歳未満の児童の問題について家庭からの相談に応じ、医学的、心理学的判定を行ない、それに基づいた指導や児童福祉施設への入所などを行っています。

〒359-0042 所沢市並木 1-9-2 Tel2992-4152 Fax2994-1420

次ページに続く⇒

⑥ 埼玉聴覚障害者情報センター

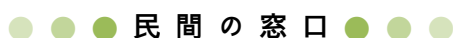
聴覚障害者相談員が、聴覚障害者の日常生活、社会生活上の問題について相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたっています。

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館 2F
TEL048-814-3353 Fax048-814-3355

⑦ 埼玉県医療的ケア児等支援センターかけはし

医療的ケア児とご家族の総合相談窓口として、電話やメールでの相談をはじめ、事前の予約による来所相談、必要に応じてスタッフが各地域に出向いて相談に応じます。

〒350-0844 川越市鴨田 1930-1
社会福祉法人埼玉医大福祉会 医療型障害児入所施設 カルガモの家内
TEL049-225-5770



① 相談支援事業所

地域において生活支援を必要とする在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者を対象（障害児及びその家族の方を含む）に福祉サービスの相談、福祉情報の提供、専門機関の紹介等を行っています。

社会福祉法人 藤の実会 さぼっと	〒359-0031 所沢市下新井 987-1,1F TEL2992-7888 Fax2935-3555
社会福祉法人 皆成会 相談支援事業所 こみゅーと	〒359-1111 所沢市緑町 4-1-12 TEL2008-3244 Fax2924-3366
社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 ところざわ障がい者相談支援センター	〒359-1112 所沢市泉町 1861-1（こどもと福祉の未来館内） TEL2929-1705 Fax2923-4780
社会福祉法人 安心会 障害者生活支援センター所沢しあわせの里	〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘 5-916-3 TEL2921-5566 Fax2921-6666
合同会社 アスミル 相談支援事業 あすみるとーく	〒359-0045 所沢市美原町 3-2971-4 TEL2936-6766 Fax2937-3813
株式会社 がくどう舎 きっこうり 木子里ハート	〒359-1145 所沢市山口 5277-2 TEL2941-3654 Fax2941-3104
特定非営利活動法人 バオバブの木 相談支援事業所 Sonik	〒359-0042 所沢市並木 3-1-8-106 TEL2935-7883 Fax2935-7883
特定非営利活動法人 インターメディカル 相談支援事業所 あるこ	〒359-1113 所沢市喜多町 13-8-101 TEL080-3177-3439 Fax2922-3439
一般社団法人 MeRise 相談みらい図	〒359-0022 所沢市本郷 215-1 TEL080-7826-7565 Fax2968-7752
株式会社 メルフィス 相談支援センター ゆうあい 優愛所沢	〒359-1162 所沢市和ヶ原 1-37-3-201 TEL2937-5433 Fax2937-5434
株式会社 アロハホールディングス L S 所沢	〒359-1111 所沢市緑町 2-7-16、2F TEL2937-6477 Fax2937-6478
株式会社 Hand in Hand 相談支援事業所結一ゆい	〒359-0038 所沢市北秋津 725-4-101 TEL2006-7401 Fax2006-7401
株式会社 エム・ジェイ・カンパニー 相談支援事業所 のあ	〒359-1163 所沢市西狭山ヶ丘 1-2486-4 TEL2938-2231 Fax2938-2230
一般社団法人 ブリーズドゥース mint	〒359-1151 所沢市若狭 3-2569-28 TEL2935-7396 Fax050-1250-9875
特定非営利活動法人 ゆうき福祉会 相談支援センターすだち	〒359-0011 所沢市南永井 867-1(所沢総合合口地七知事本館内) TEL2945-1038 Fax2945-1049

次ページに続く⇒

一般社団法人 橋企画 たちばな総合相談	〒359-1162 所沢市和ヶ原 2-136-33-103 Tel2997-9037 Fax2997-9038
合同会社ルオー口 かえで相談支援	〒359-1115 所沢市御幸町 7-13-707 Tel090-4189-8045 Fax2008-3719
インクルード株式会社 インクルード相談支援センター所沢	〒359-1113 所沢市喜多町 16-7,2F Tel2969-0220 Fax2946-7256
一般社団法人 es pyt 相談支援事業所 mono	〒359-1124 所沢市東住吉 14-22-101 Tel2936-8766 Fax2936-8516

② 所沢市社会福祉協議会

市民が主体となって地域の社会福祉を進めるため、各種活動を行っている民間の団体（社会福祉法人）です。

〒359-1112 所沢市泉町 1861-1 こどもと福祉の未来館内

1 階	福 祉 の 相 談 窓 口	福祉サービス利用援助事業・ 成年後見事業	Tel2929-1711	Fax04-2923-4780
		手話通訳・要約筆記派遣事務所	Tel2939-5064	
		ところざわ就労支援センター	Tel2921-9200	
		所沢市基幹相談支援センター	Tel2929-1705	
		ところざわ障がい者相談支援センター	Tel2929-1705	
		生活困窮者自立支援事業・生活福祉資 金貸付	Tel2968-3960	
3 階	地 域 福 祉 推 進 課	地域福祉推進、ボランティアセンター	Tel2925-0041	Fax04-2925-3419
		企画総務課	Tel2926-8202	

③ 成年後見事業

成年後見制度とは、知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分である方について、ご本人の権利や財産を守る支援者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。

窓口 制度全般についての相談 所沢市社会福祉協議会 福祉の相談窓口

Tel2929-1711 Fax2923-4780

〒359-1112 所沢市泉町 1861-1（所沢市こどもと福祉の未来館 1 階）

④ 民生・児童委員

一定の地域を受け持ち、地域の福祉に関する要望、問題点を把握するための調査や、高齢者、障害者、生活に困っている人の相談、保護、援助等のために活動しています。

窓口 担当の民生委員についての問い合わせ 地域福祉センター Tel2922-2115 Fax2922-2195

〒359-1112 所沢市泉町 1861-1（所沢市こどもと福祉の未来館 3 階）

3

福祉手当

① 特別児童扶養手当（国の制度）

- 対象** 次のいずれかに当てはまる 20 歳未満の児童を養育する父・母又は養育者
1. おおむね身体障害者手帳 1 級～3 級、4 級の一部又は重度の内科的疾患のある方
 2. 療育手帳 ④、A、B の方
 3. 精神疾患・血液疾患等で 1 又は 2 と同程度の障害のある方

ただし、次のような場合、支給対象外となります。

- ・ 児童が施設に入所している場合
- ・ 児童が障害を理由とする公的年金を受給している場合

手当額

R7.4～

区分	対象者	手当月額
1 級	おおむね身体障害者手帳 1 級、2 級の一部 療育手帳 ④、A など	月額 56,800 円
2 級	おおむね身体障害者手帳 3 級、4 級の一部 療育手帳 B など	月額 37,830 円

支給方法 4 月（12～3 月分）、8 月（4～7 月分）、11 月（8～11 月分）に振込み

所得制限 保護者等に一定以上の所得がある場合、支給停止になります。

窓口 こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035

② 児童扶養手当（国の制度）

対象 次のいずれかに当てはまる 18 歳年度末までの児童（又は 20 歳未満で※一定の障害を有する児童）を養育する父・母・又は養育者

- ① 父母が離婚
- ② 父又は母が死亡
- ③ 父（母）が一定の障害を有する（該当になるか否かは認定医が判定します）
- ④ その他の理由で父（母）がいない など

ただし、次のような場合、支給対象外となります。

- ・ 児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設等を除く）に入所している場合 など

※児童が一定の障害を有する場合、延長には手続きが必要です。

手当額

（ ）は一部支給

R7.4～

児童の数	1 人	2 人以上 1 人増すごと
手当月額	46,690 円 (46,680 円～11,010 円)	11,030 円ずつ加算 (11,020 円～5,520 円)

支給方法 5 月（3～4 月分）、7 月（5～6 月分）、9 月（7～8 月分）、11 月（9～10 月分）、1 月（11～12 月分）、3 月（1～2 月分）に振込み

所得制限 申請者や同居している扶養義務者に一定以上の所得がある場合や、申請者や児童が公的年金を受給している場合、手当の一部又は全額が支給停止になります。

窓口 こども支援課 Tel2998-9124 Fax2998-9035

③ 障害児福祉手当（国の制度）

- 対象** 20歳未満で、次のいずれかに当てはまる方
- 1.身体障害者手帳1級の一部および2級の一部の方
 - 2.療育手帳 ④ 相当の方
 - 3.精神障害者保健福祉手帳1級程度で常時介護を要する方
 - 4.重度の内部障害および血液疾患等で日常生活が極度に制限される方

ただし、次のような場合、認定対象外となります。

- ・児童が施設に入所している場合
- ・児童が障害を理由とする公的年金を受給している場合

手当額 月額 16,100 円 R7.4～

支給月 2月(11～1月分)、5月(2～4月分)、8月(5～7月分)、11月(8～10月分)

支給制限 本人及び扶養義務者に一定以上の所得がある場合、支給停止になります。

窓口 障害福祉課 Tel2998-9116 Fax2998-1147

④ 所沢市重度心身障害福祉手当

対象（平成30年8月から対象者・手当月額が変更になりました。）

対 象 者	手当月額
・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳 ④ ・Aの方 ・障害程度が障害児福祉手当の支給要件に該当する方（精神障害者も含む） ・精神障害者保健福祉手帳1級の方	9,000 円
・療育手帳Bの方 ・精神障害者保健福祉手帳2級の方 ・障害児福祉手当を受給中の超重症心身障害児※1	5,000 円

※重度の肢体不自由および知的障害があり、人工呼吸管理などの医療的ケアが必要な方。

ただし、次の方は認定対象外となります。

- ・施設に入所している方

支給制限 住民税が課税されている方、障害児福祉手当を受給している方（超重症心身障害児を除く）は、支給停止になります。

支給月 2月(11～1月分)、5月(2～4月分)、8月(5～7月分)、11月(8～10月分)

窓口 障害福祉課 Tel2998-9116 Fax2998-1147

⑤ 難病患者見舞金（市の制度）

下記の難病患者に 1 人 1 回見舞金を支給しています（おひとり生涯 1 回限り）。

対象 所沢市に住民登録があり、特別障害者手当、障害児福祉手当又は所沢市重度心身障害福祉手当の支給を受けていない方で、**保健所にて**「指定難病医療受給者証」「特定疾患医療受給者証」「指定疾患医療受給者証」「小児慢性特定疾病医療受給者証」のいずれかの交付を受けている方

見舞金額 25,000 円

持ち物 ・上記 4 種類の受給者証のいずれか（コピー可）
・振込先となる金融機関名、口座番号のわかるもの（18 歳以上は本人名義）

窓口 障害福祉課 Tel2998-9116 Fax2998-1147

⑥ 心身障害者扶養共済制度

心身障害児(者)の保護者が加入し掛金を納め、保護者が死亡又は重度障害者になったとき、心身障害児(者)に年金が支給される制度です。

加入対象 県内に居住する 65 歳未満の保護者で次のいずれかに該当する障害者を扶養している方（特別の疾病や障害のない方）

- 1.身体障害者手帳 1 級～3 級の方
- 2.療育手帳所持者
- 3.精神又は身体の障害が 1.又は 2.と同程度の方

掛金 ・加入者の加入時の年齢によって決まります。なお、平成 20 年 4 月の制度改正にともない掛金額が変更となりました。
・加入者が 65 歳になり、かつ継続して 20 年以上加入した場合は納める必要がなくなります。
・納付が困難な加入者には掛金減免を行っています。

掛金額（1 口あたり月額）

加入時の年齢	～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64
掛金額（月額）	9,300 円	11,400 円	14,300 円	17,300 円	18,800 円	20,700 円	23,300 円

▲新規加入される場合の金額です。平成 20 年 3 月以前に加入された方の掛金とは異なります。

年金額 1 口加入の場合・・・月額 2 万円（2 口加入の場合は月額 4 万円）

窓口 障害福祉課 Tel2998-9116 Fax2998-1147

4

医療費の助成

① 重度心身障害児等医療費助成

- 対象** ・身体障害者手帳 1 級～3 級の方
・療育手帳 ④、A、B の方
・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方（精神疾患にかかる入院費用は助成対象外）
- 内容** 各種医療保険制度における医療費の一部負担金を助成します。（本人に一定以上の所得がある場合、支給停止になります。）
- 窓口** 障害福祉課 TEL2998-9116 Fax2998-1147

② 自立支援医療 対象要件等は事前にお問合せください。

● 育成医療

- 対象** 身体に一定の障害があるか、現在ある疾患に対する治療をしないと将来一定の障害を残すと認められる 18 歳未満の児童で、手術等の治療により確実な治療効果を期待できる方
- 費用** 医療費の 1 割（所得に応じた負担上限月額あり）
- 窓口** こども福祉課 TEL2998-9223 Fax2998-9035

● 精神通院医療

- 対象** 精神疾患のために継続した通院治療が必要な方
- 費用** 医療費の 1 割（所得に応じた負担上限月額あり）
- 窓口** 保健センター健康管理課 こころの健康支援室 TEL2991-1812 Fax2995-1178

③ ひとり親家庭等医療費助成

- 対象** ・母子家庭の母及び 18 歳年度末までの児童（一定の障害のある児童は 20 歳未満。以下同じ）
・父子家庭の父及び 18 歳年度末までの児童
・父母のない 18 歳年度末までの児童とその養育者
・父（又は母）に一定の障害のある家庭の 18 歳年度末までの児童及びそれを養育する母（又は父）

※所得制限があります。

- 内容** 各種医療保険制度における医療費の一部負担金を助成します。
- 窓口** こども支援課 TEL2998-9124 Fax2998-9035



参考

医療費が高額になったとき（高額療養費制度について）

同じ人がひと月に医療機関に支払った窓口負担が一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合、申請によりその超えた分があとから支給される制度です。なお、あらかじめ「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関へ呈示した場合は、医療機関ごとのひと月の窓口負担は自己負担限度額までになり、あとからの申請が不要となります。

窓口 所沢市国民健康保険に加入している方：国民健康保険課 TEL2998-9131 Fax 2998-9061

後期高齢者医療保険に加入している方：国民健康保険課（後期担当） TEL2998-9218 Fax2998-9061
上記以外の健康保険に加入している方：お持ちの保険証の発行元へお問合わせください。

④ 難病に係る医療費助成

埼玉県では、県が指定した疾患について「指定難病医療受給者証」「特定疾患医療受給者証」「指定疾患医療受給者証」「小児慢性特定疾病医療受給者証」の交付を行い、医療費の負担軽減を図っています。毎年度更新が必要です。

指定難病とは（令和 6 年 4 月から 341 疾病）

難病のうち以下のような要件を満たすものについて厚生科学審議会（指定難病検討委員会）が審議を行い、厚生労働大臣が指定します。

- ・発病の機構が明らかでないこと
- ・治療方法が確立していないこと
- ・長期の療養を必要とすること
- ・患者数が日本国内で一定の人数に達しないこと
- ・診断に関し、客観的な指標による一定の基準が定まっていること

小児慢性特定疾病とは（令和 3 年 11 月から 788 疾病）

以下の要件の全てを満たすもののうちから、厚生労働大臣が定めるものをいいます。

- ・慢性に経過する疾患であること
- ・生命を長期に脅かす疾病であること
- ・症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- ・長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

<対象年齢>

18 歳未満（18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満の者を含む。）

<対象疾患群>

- | | | | |
|-------------------------|-----------|-------------|--------------|
| (1) 悪性新生物 | (2) 慢性腎疾患 | (3) 慢性呼吸器疾患 | (4) 慢性心疾患 |
| (5) 内分泌疾患 | (6) 膠原病 | (7) 糖尿病 | (8) 先天性代謝異常 |
| (9) 血液疾患 | (10) 免疫疾患 | (11) 神経・筋疾患 | (12) 慢性消化器疾患 |
| (13) 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 | (14) 皮膚疾患 | (15) 骨系統疾患 | |
| (16) 脈管系疾患 | | | |

※ 重症度や市民税額等に応じて自己負担額が変わります。

※ 対象疾患名や給付制度の詳細については、下記までお問い合わせください。

窓口 ・狭山保健所 保健予防推進担当 TEL2941-6557 Fax2954-7535
 ・保健医療課（新規申請のみ） TEL2998-9385 Fax2998-9061

5

税金・各種料金割引等

● ● ● 税金の軽減 ● ● ●

① 所得税

障害者が所得税の納税義務者本人又は控除対象配偶者・扶養親族の場合、下表の控除額が所得金額から差引かれます。

区 分	障 害 内 容	控 除 額
特別障害者控除	・身体障害者手帳 1、2 級 ・療育手帳 ④、A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級	40 万円
	同居する控除対象配偶者又は扶養親族が 上記に該当する場合	75 万円
障 害 者 控 除	・身体障害者手帳 3 級～6 級 ・療育手帳 B、C ・精神障害者保健福祉手帳 2、3 級	27 万円

窓口 所沢税務署 〒359-8601 所沢市並木 1-7 TEL2993-9111
ただし、給与から源泉徴収されている場合は勤務先の給与担当へ

② 住民税

障害者が住民税の納税義務者本人又は控除対象配偶者・扶養親族の場合、下表の控除額が所得金額から差引かれます。

区 分	障 害 内 容	控 除 額
特別障害者控除	・身体障害者手帳 1、2 級 ・療育手帳 ④、A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級	30 万円
	同居する控除対象配偶者又は扶養親族が 上記に該当する場合	53 万円
障 害 者 控 除	・身体障害者手帳 3 級～6 級 ・療育手帳 B、C ・精神障害者保健福祉手帳 2、3 級	26 万円

※住民税は本人の合計所得金額が 135 万円以下であるときは非課税となります。

窓口 市民税課（市役所 2 階）TEL2998-9064 Fax2998-9409

③ 相続税

障害者が相続により財産を取得した場合、相続税額から一定額が控除されます。

区 分	障 害 内 容	控 除 額
特別障害者控除	・身体障害者手帳 1、2 級 ・療育手帳 ④、A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級	(85 歳—現在の満年齢) ×20 万円
障 害 者 控 除	・身体障害者手帳 3 級～6 級 ・療育手帳 B、C ・精神障害者保健福祉手帳 2、3 級	(85 歳—現在の満年齢) ×10 万円

窓口 所沢税務署 〒359-8601 所沢市並木 1-7 TEL2993-9111

④ 贈与税

一定の信託契約に基づいて特別障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち 6,000 万円までは贈与税がかかりません。なお、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署に提出する必要があります。

- 対象**
- ・身体障害者手帳 1 級、2 級の方
 - ・療育手帳 ④、A の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

窓口 所沢税務署 〒359-8601 所沢市並木 1-7 TEL2993-9111

⑤ 固定資産税

平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に下記の方が居住する住宅（※1 新築された日から 10 年以上を経過した市内に所在している住宅）にバリアフリー改修工事が行われ、改修に自己負担額が 50 万円を超えた場合に、翌年度分（1 年間）の固定資産税額(100 ㎡分を限度)の 1/3 が減額されます。

- 対象** 障害のある方（地方税法施行令第 7 条該当）
* 対象となる工事内容など制度の詳細は下記窓口を確認願います。

窓口 資産税課（市役所 2 階）TEL2998-9068 Fax2998-9409

※1 新築住宅軽減、耐震改修軽減等を受けている住宅、又は貸家住宅を除く

⑥ 自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）

障害者又は障害者と同一生計にある方が所有する自動車を障害者のために使用する場合、自動車税（種別割・環境性能割）及び軽自動車税（種別割・環境性能割）が減免されます。

対象 下表のとおり＜障害者1人に対し自動車（又は軽自動車）1台に限ります。＞

障 害 区 分		減 免 の 対 象
身体障害者手帳	視覚	1～3級、視力障害4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
	聴覚	2、3級
	平衡機能	3級
	音声又は言語機能	3級（喉頭摘出者に限る）
	肢体不自由	上肢 1、2級
		下肢 1～6級
		体幹 1～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢 1、2級
		移動 1～6級
	内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓）	
療育手帳		㊤、A
精神障害者保健福祉手帳		1級（自立支援医療（精神通院医療）を受けているものに限る）

- ・自動車の取得時期、申請時期により減免内容が異なります。制度詳細や申請期限、持参する書類等については、下記問い合わせ先へお問合せください。
- ・身体障害者手帳の障害名が「脳梗塞による左上肢機能障害、左下肢機能障害」というような複数の障害がある場合は、障害区分ごとの等級（上肢〇級、下肢〇級）を確認する必要があるため、該当する方は障害福祉課（18歳未満はこども福祉課）で「証明書」の発行を受けてください。

問合せ ●自動車税（種別割）

所沢県税事務所 所沢市並木 1-8-1 TEL2995-2137 Fax2998-4408

●自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）

埼玉県自動車税事務所 所沢支所 所沢市牛沼 690-1 TEL2998-1321 Fax2991-1009

●軽自動車税（種別割）

市民税課 TEL2998-9064 Fax2998-9409

●障害等級証明書

障害福祉課 TEL2998-9116 Fax2998-1147

こども福祉課 TEL2998-9223 Fax2998-9035（18歳未満）

⑦ 保育料

子ども・子育て支援法による保育園、認定こども園、地域型保育事業に在園する児童の同一世帯に心身障害児（者）がいる場合、減免申請をすると保育料の認定階層が2階層低位になります。

対象 在園児童の同一世帯に下記の手帳を所持している方がいる世帯

- ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳㊤、A、B
- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級

窓口 保育幼稚園課 TEL2998-9126 Fax2998-9035

※減免申請のあった翌月の保育料から適用されます。（遡及適用不可）

① 鉄道旅客運賃

対象 JR の場合

区 分		割引対象	割引率	割引区間
身体障害者手帳	単独で利用	普通乗車券	5 割	片道 100 キロを超える区間*
	介護者付添いで利用 (第 1 種身体障害者のみ*)	普通乗車券 定期券 回数券 急行券	5 割 (介護者も 同率割引)	全線
	12 歳未満の第 2 種身体障害者が介護者付き添いで利用	定期券	5 割 (介護者のみ)	全線
療育手帳	単独で利用	普通乗車券	5 割	片道 100 キロを超える区間*
	介護者付き添いで利用 (A, A の方のみ)	普通乗車券 定期券 回数券 急行券	5 割 (介護者も 同率割引)	全線
	12 歳未満で B, C の方が介護者付き添いで利用	定期券	5 割 (介護者のみ)	全線
精神障害者保健福祉手帳	単独で利用	普通乗車券	5 割	片道 100 キロを超える区間*
	第 1 種精神障害者の方と介護者の方	普通乗車券 定期券 回数券 急行券	5 割 (介護者も 同率割引)	全線
	12 歳未満の第 2 種精神障害者の方と介護者の方	定期券	5 割 (介護者のみ)	全線

* 西武鉄道のみ利用では片道 50 キロ以上（私鉄の運賃割引は JR の場合に準じます）

* 第 1 種、第 2 種身体障害者の区分について→巻末の等級表に表示しています。

利用方法 乗車券購入の際に、発売窓口で手帳を呈示します。

- ・ Suica や PASMO 等、 I C カード乗車券で障害者割引ができます。
 - ・ 「えきねっと」で障害者割引乗車券が購入できます。
- （※事前に障害者手帳の内容とマイナンバーカードの登録が必要です。）

問合せ J R 各駅又は私鉄各駅まで

※西武鉄道お客様センター TEL0570-005-712

※ J R 東日本テレホンセンター TEL050-2016-1600

② バス運賃

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳（写真貼付のある手帳に限る）の交付を受けた方が県内発着のバスを利用する場合、運賃が 5 割引になります。（定期券は 3 割引）

第 1 種身体障害者および療育手帳をお持ちの方は介護者も同率割引になります。

利用方法 バスを降車する前に運転手に手帳またはミライロ ID を呈示します。

（PASMO 等交通系 IC カードの場合も同様）

問合せ 各バス会社営業所

※西武バスの場合：所沢営業所（TEL2942-8864）

ところバス・ところワゴンの運賃

所沢市在住の方（住民票がある方）で次の手帳等をお持ちの方は、ところバス・ところワゴンを無料で利用できます。**都市計画課、各まちづくりセンター、市民課サービスコーナーあるいは下表の担当窓口**で『特別乗車証』の交付を受けてください。郵送又は電子申請でも可能です

身体障害者手帳（旅客運賃減額第1種は介護者1名も無料）	障害福祉課へ
療育手帳（介護者1名も無料）	
特定疾患(小児慢性特定疾病・指定疾患)医療受給者証 指定難病医療受給者証	
精神障害者保健福祉手帳	障害福祉課又は こころの健康支援室へ

都市計画課 TEL2998-9192 Fax2998-9163
障害福祉課 TEL2998-9116 Fax2998-1147

③ タクシー料金（手帳呈示による割引）

割引率 メーター表示額の10% ※種別がわかるよう写真欄をご呈示ください。

利用方法 身体障害者手帳又は療育手帳の呈示

問合せ 各タクシー事業者

④ タクシー使用料の補助（⑤自動車ガソリン費補助との選択になります）

対象

補助対象者 (在宅の方が対象となります)				配付枚数 (1年度につき)
身体 障害者 手帳	1 級	透析患者の方	一般	90 枚
		透析患者以外	生活保護受給者	60 枚
	2 級	肢体不自由の方		
		上記以外		30 枚
	3級のうち下肢・体幹障害の方			
療育手帳	①の方			60 枚
	Aの方			30 枚
精神障害者 保健福祉手帳	1級の方			60 枚

ただし、施設に入所している方、3カ月以上継続して入院している方は補助対象外となります。

* 車椅子等で福祉タクシー（車椅子・寝台車）をご利用の方には福祉タクシー利用券と同じ枚数の介助料等利用券を交付します。

* 福祉タクシー利用券は一般・福祉タクシーに乗車の際、乗車料金（障害者割引後の料金）が初乗運賃相当額の2倍以上になる場合に限り、一回につき2枚までご利用できます。1枚の補助は初乗運賃相当額（上限500円）

* 介助料等利用券は福祉タクシーでのみ利用でき、福祉タクシー利用券と一緒に利用することで1枚1,000円までの補助となります。2枚までご利用になれます。要件、手続方法などはお問合せください。

* 上記③のタクシー料金の割引と併用が可能です。

* タクシー券は、**申請月からの適用**になります。年度途中で申請される場合には、上記の枚数から月割した分を配付します。

持ち物 手帳

窓口 障害福祉課 TEL2998-9116 Fax2998-1147

⑤ 自動車ガソリン費補助（④タクシー券との選択になります）

対象

補助区分	補助対象者（在宅の方のみ）	補助金の上限額（申請月から適用）	
		対象者が運転	同一生計者が運転
I	1級・2級の下肢・体幹障害者	月額 3,000 円	月額 1,500 円
II	1級・2級の身体障害者（I区分以外）	月額 1,500 円	
	3級の下肢・体幹障害者		
	療育手帳④・A所持者		
	精神障害者保健福祉手帳 1級所持者		

ただし、施設に入所している方、3ヵ月以上継続して入院している方は補助対象外となります。

対象車両 障害者本人又は同一生計者が所有する車両 1 台（法人名義は不可）

運転者 障害者本人又は同一生計者

持ち物 手帳、運転免許証（※）、自動車検査証、本人名義の金融機関の通帳

※マイナ免許証のみお持ちの方は、お手持ちのスマートフォン等で免許情報を提示していただく必要があります。（スクリーンショットまたは印刷も可）

窓口 障害福祉課で事前に認定を受けてください。Tel2998-9116 Fax2998-1147

⑥ 有料道路料金

対象

	運 転 者	自 動 車 の 範 囲
第 1 種身体障害者	本人又は介護者	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車 （これらの者が所有していない場合は、当該障害者を日常的に介護している者が所有する車）
療育手帳④、A の方	介護者	
第 2 種身体障害者	本人	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車

※割引適用は手帳所持者本人が同乗している場合に限りです。

※第 2 種身体障害者の場合、本人に運転免許がない場合は、当制度はご利用いただけません。

割引率 50%割引

	ETC を利用しない場合	ETC を利用する場合
利用方法	料金所で手帳（市で車両登録の押印又はシール貼付を受けたもの）を呈示して割引を受けます。	ETC カードを車載器に挿入して ETC レーンを通過すると、システム上でデータを確認し、割引処理されます。ただし、有料道路事業者が設置する窓口への事前の登録が必要です。
持ち物	① 障害者手帳 ② 自動車検査証 *割賦購入、リース車両の場合は、割賦・リース契約書が必要です。	左記に加えて、 ③ ETC カード(原則、保護者名義のもの) ⑤ ETC 車載器セットアップ申込書又は証明書

窓口 こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035
(18 歳以上は障害福祉課 Tel2998-9116 Fax2998-1147)



※令和 5 年 3 月 27 日から、料金所の一般レーンで有料道路割引のシールが貼付された手帳を提示すれば、登録していない車両（親類や知人の車、車検時の代車、レンタカー、タクシー等）でも割引を受けられるようになりました。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

東日本高速道路株式会社（外部サイト）https://www.driveplaza.com/etc/dis/etc_dis_handicapped/

⑦ 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

埼玉県では駐車区画の適正利用を目的とした「埼玉県思いやり駐車場制度」を実施しています。
県への電子・郵送申請のほか、市窓口（障害福祉課）でも対象となる方に利用証を配布しています。

窓口 埼玉県福祉政策課 ☎048-830-3223 Fax 048-830-4801

⑧ 駐車禁止除外標章の交付

駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも、交通の妨げにならないければ駐車できます。

対象

※身体障害者手帳等級表（巻末）参照

障害の区分			障害の級別
身体障害者手帳	視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1 ※
	聴覚障害		2級及び3級
	平衡機能障害		3級
	上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2 ※
	下肢不自由		1級から4級までの各級
	体幹不自由		1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		下肢機能	1級から4級までの各級
	心臓機能障害		1級及び3級
	じん臓機能障害		
	呼吸器機能障害		
	ぼうこう又は直腸の機能障害		
	小腸機能障害		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
	肝臓機能障害		1級から3級までの各級
療育手帳			㊦、A
精神障害者保健福祉手帳			1級

窓口 所沢警察署 所沢市並木 1-6-1 Tel2996-0110

持ち物 ①手帳 ②自動車検査証 ③その他必要と認める書面

⑨ 航空運賃（国内線）

航空機を利用する際に、国内線の運賃が割引になる場合があります。
詳細は各航空会社のサイトで「障害者割引」等で検索しご確認ください。

対 象 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

手続き 搭乗券を購入する際、各社の定める方法で事前登録等が必要な場合がありますのでご利用される航空会社のサイトをご確認ください。

⑩ NHK受信料

対象 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する方がいる世帯で、世帯員全員が市町村民税非課税で、その世帯の中に契約者がいる場合に全額免除になります。

手続き 証明書の交付を受け、NHK さいたま放送局へ提出します。

〒330-9310 さいたま市浦和区常盤 6-1-21 NHK さいたま放送局 TEL048-833-2045

証明書の交付

- ・身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方 障害福祉課 TEL2998-9116 Fax2998-1147
 - ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ころの健康支援室 TEL2991-1812 Fax2995-1178
- それぞれ、①手帳 ②印かん を持参

※全額免除を受ける場合、最近所沢市に引越してきた世帯については、世帯員全員の前住所地で発行された非課税証明書が必要です。

⑪ NTT番号案内「104番」（2026年3月31日でサービス終了予定）

104番の電話番号案内を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより、オペレーターが確認のうえ、無料になります。

対象

身体障害者手帳	・視覚障害 1 級～6 級 ・肢体不自由者(上肢・体幹・脳原性運動機能障害) 1、2 級 ・聴覚障害 2、3、4、6 級 ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3、4 級
療育手帳	すべて対象
精神障害者保健福祉手帳	すべて対象

申込み フリーダイヤル「0120-104-174」又は「116」で登録手続きができます。

受付時間 9:00～17:00（土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）は除く）

⑫ 郵便はがきの無料配布（青い鳥郵便はがき）

身体障害者 1、2 級の方、療育手帳 A、A の方に年 1 回はがき 20 枚を無料で配布します。

申込み 4～5 月頃に最寄りの郵便局に申込みます（手帳持参）。

問合せ 所沢西郵便局（若狭 2-2594-1 TEL0570-943-158）又は最寄りの郵便局

⑬ 郵便料金

点字郵便物、点字ゆうパックについては、郵便物の内容により料金が割引になります。詳細は下記へお問合せください。

問合せ 所沢西郵便局（若狭 2-2594-1 TEL0570-943-158）又は最寄りの郵便局

その他の割引サービスについて

障害者手帳による割引サービスは、上記掲載のほかにも事業者が独自で行っているものがあります。割引の対象や内容を事業者の確認のうえ、ご利用ください（市役所での事前手続きは不要です）。

《 割引の例 》

- ・動物園、水族館、美術館、博物館など
- ・遊園地、テーマパーク
- ・携帯電話の料金

① 補装具費（交付・修理・貸与）の支給

身体障害児等の身体機能を補完・代替するものとして、補装具を購入・修理・貸与をする場合にその費用を助成します（購入前の申請が必要）。

障害区分	補装具の種類
視覚障害者	義眼、眼鏡（色めがねは含まない）、視覚障害者安全つえ
聴覚障害	補聴器（電池交換は含まない）
上下肢及び言語障害	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、座位保持装置、歩行器、歩行補助杖（1本杖は含まない） など

対象 身体障害者手帳の交付を受けた方、難病患者の方
（上表の障害区分に応じた補装具が対象）

自己負担 ・非課税世帯は自己負担額0円です。

- ・課税世帯は1割が自己負担です（所得に応じた上限月額あり）。
→市では自己負担額を全額助成しています（②を参照）。

窓口 こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035
※事前に必要書類等をご案内しますので、お問合せください。
※治療用装具の場合は健康保険をご利用ください。

② 補装具費の利用者負担額・点字図書の自己負担額の補助

補装具費の利用者負担額及び点字図書の自己負担額を補助します。補装具費は利用者負担額の全て、点字図書は半額を助成します。

- 持ち物**
- ・自己負担額補助金交付申請書
 - ・業者が発行する領収書（利用者負担額又は自己負担金と同額のもの）
 - ・保護者名義の金融機関の口座
 - ・マイナンバーに関する書類（40ページ参照）
 - ・印かん

窓 口 こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035

③ 日常生活用具費の支給

重度障害児等が日常生活用具の購入等をする場合に、その費用を助成します（購入前の申請が必要）。

- 自己負担**
- ・ 非課税世帯は自己負担額 0 円です。
 - ・ 課税世帯は 5 %が自己負担です（ただし排泄管理支援用具は 0 %）。
 - ・ 点字図書は、発行先の出版社等が指定する金額が自己負担額となりますが、市で自己負担額を助成しています。

窓口 こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035

種目および基準額	対象等級等	対象年齢	要件その他
便器 4,450 円	下肢又は体幹 1・2 級	小学生以上	手すり付のものは 9,850 円 取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く
	難病患者	－	常時介護を要する方
特殊寝台 154,000 円	下肢又は体幹 1・2 級	18 歳以上	－
	難病患者	－	寝たきりの状態にある方
体位変換器 15,000 円	下肢又は体幹 1・2 級	小学生以上	下着交換等に介護を要する方
	難病患者	－	寝たきりの状態にある方
入浴担架 82,400 円	下肢又は体幹 1・2 級	3 歳以上	入浴に介助を要する方
訓練用ベッド 159,200 円	下肢又は体幹 1・2 級	小学生以上 18 歳未満	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
	難病患者	－	下肢又は体幹機能に障害のある方
訓練いす 33,100 円	下肢又は体幹 1・2 級	3 歳～17 歳	原則として付属のテーブルを付けるものとする
トイレチェアー 81,000 円	頸髄損傷等により通常の便座上で座位を保てない方	小学生以上	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの
特殊尿器 67,000 円	下肢又は体幹 1 級	小学生以上	常時介護を要する方
	難病患者	－	自力で排尿できない方
携帯用会話補助装置 98,800 円	音声言語機能障害者 又は肢体不自由者	小学生以上	発声・言語に著しい障害を有する方
入浴補助用具 90,000 円	下肢又は体幹機能障害者	3 歳以上	入浴に介助を要する方 設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
	難病患者	－	
移動用リフト 159,000 円	下肢又は体幹 1・2 級	3 歳以上	天井走行型、住宅改造を伴うものを除く
	難病患者	－	下肢又は体幹機能に障害のある方 天井走行型、住宅改造を伴うものを除く
車椅子用段差昇降機 260,000 円	常時車いすを使用する身体障害者	小学生以上	車いすに乗ったままの状態での昇降が可能なもの

移動・移乗支援用具 60,000 円	難病患者	－	下肢が不自由な方 ・転倒予防、立ち上がりや移乗動作の補助、段差解消等の用具(手すり、スロープ等)で、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	3 歳以上	家庭内の移動等において介助を必要とする方 ・転倒予防、立ち上がりや移乗動作の補助、段差解消等の用具(手すり、スロープ等)で、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
T 字杖、棒状のつえ ア. 2,310 円 イ. 3,150 円	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	－	ア. 木製 イ. 軽金属製
特殊マット 19,600 円	療育手帳 ㊤ A	3 歳以上	－
	下肢又は体幹 1・2 級	3 歳～17 歳	
	下肢又は体幹 1 級	18 歳以上	常時介護を要する方
	難病患者	－	寝たきりの状態にある方
特殊便器 151,200 円	上肢 1・2 級	小学生以上	訓練を受けても排便後の処理ができない方 設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
	療育手帳 ㊤ A		
	難病患者	－	上肢機能に障害のある方
火災警報器 15,500 円	身障 1・2 級	－	火災発生の感知と避難が著しく困難な方 (障害者単身世帯かそれに準ずる世帯)
	療育手帳 ㊤ A		
	精神障害者		
自動消火器 28,700 円	身障 1・2 級		
	療育手帳 ㊤ A		
	精神障害者		
	難病患者		
視覚障害者用拡大読書器 198,000 円	視覚障害者	小学生以上	本装置により文字等を読むことが可能になる方
点字図書		－	情報の入手を点字にたよっている方 1 人につき年間 6 タイトル又は 2 4 巻
視覚障害者用ポータブルレコーダー ア. 85,000 円 イ. 35,000 円	視覚 1・2 級	小学生以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、視覚障害者が容易に使用し得る製品のうち次のいずれかのもの ア. DAIZY 方式による録音及び編集方式により記録された図書の再生が可能な製品 イ. DAIZY 方式により記録された図書の再生が可能な製品
点字タイプライター 63,100 円	視覚 1・2 級	小学生以上	就労（又は就学）しているか就労が見込まれる方
視覚障害者用体温計 (音声式) 9,000 円			視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
電磁調理器 41,000 円			
	療育手帳 ㊤ A	18 歳以上	－
視覚障害者用体重計 18,000 円	視覚 1・2 級	18 歳以上	視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
視覚障害者用時計 13,300 円	視覚 1・2 級	小学生以上	音声式は手指の触覚の障害等で触読式が使用困難な方に限る
歩行時間延長信号機用小型送信機 7,000 円			－
視覚障害者用誘導装置 56,000 円	視覚障害者で音声による誘導が必要な方	－	音声による目的物(位置)の確認が可能となるもの
点字ディスプレイ 383,500 円	視覚 1・2 級かつ聴覚 2 級の重度重複障害者	18 歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの

視覚障害者用活字文書読上げ装置 99,800 円	視覚障害 2 級以上	小学生以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの
情報・通信支援用具 100,000 円	上肢又は視覚 1・2 級	18 歳以上	視覚障害者は視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト。上肢障害者はインテリキー、ジョイスティック。
点字器 ア. 10,712 円 イ. 6,798 円 ウ. 7,416 円 エ. 1,699 円	視覚障害者で必要と認められるもの	—	ア. 標準型 A 32 ㇼ 18 行両面書、真鍮板製 イ. 標準型 B 32 ㇼ 18 行両面書、プラスチック製 ウ. 携帯用 A 32 ㇼ 4 行片面書、アルミウム製 エ. 携帯用 B 32 ㇼ 12 行片面書、プラスチック製
聴覚障害者用屋内信号装置 87,400 円	聴覚 2 級	18 歳以上	聴覚障害者のみの世帯(又はこれに準ずる世帯)で日常生活上必要と認められる方
聴覚障害者用通信装置 (FAX) 71,000 円	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する方	小学生以上	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方
聴覚障害者用情報受信装置 88,900 円	聴覚障害者	—	本装置によりテレビの視聴が可能になる方
文字放送ラジオ 23,000 円	聴覚障害者で、文字による情報を必要とする方	小学生以上	文字による放送を必要とする方
携帯用信号装置 18,000 円	聴覚障害児・者	—	聴覚障害児・者で視覚・触覚によらなければ呼び出し等に応じられない方
人工喉頭 ア. 5,150 円 イ. 72,203 円 ウ. 月額 23,100 円	音声機能障害	—	喉頭を摘出している方 ア. 笛式 イ. 電動式 ウ. 埋込型用人工鼻 (HME カセット、アドヒープ等)
透析液加温器 51,500 円	腎臓障害 1・3 級	3 歳以上	自己連続携帯式腹膜灌流 (CAPD) による透析を行う方
酸素ボンベ運搬車 (カート) 17,000 円	医療保険における在宅酸素療法を行っている方	18 歳以上	—
頭部保護帽 ア. 12,768 円 イ. 30,870 円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 知的障害者又は精神障害者	—	てんかんの発作等により頻繁に転倒する者を対象とする ア. スポンジ、皮を主材料 イ. スポンジ、皮、プラスチックを主材料
ネブライザー (吸入器) 36,000 円	呼吸器 1・3 級	小学生以上	呼吸器 1・3 級又は同程度の身体障害者で必要と認められる方
	難病患者	—	呼吸器機能に障害があり、必要と認められる方
電気式たん吸引器 56,400 円	呼吸器 1・3 級	小学生以上	呼吸器 1・3 級又は同程度の身体障害者で必要と認められる方
	難病患者	—	呼吸器機能に障害があり、必要と認められる方
パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器) 157,500 円	難病患者	—	人工呼吸器の装着が必要な方
ストマ用装具 ア. 8,858 円 イ. 11,639 円	ストマ造設者	—	ア. 消化器系 イ. 尿路系

収尿器 ア. A 7,931 円 B 5,871 円 イ. A 8,755 円 B 6,077 円	肢体不自由者	-	脊髄損傷等による排尿障害により収尿器を必要とするもの ア. A 男子用普通型 B 男子用簡易型 イ. A 女子用普通型 B 女子用簡易型
居宅生活動作補助用具 200,000 円	難病患者 下肢・体幹・移動機能 障害 3 級以上 (※)	- 小学生以上	下肢又は体幹機能に障害のある方 移動などを円滑にする用具で小規模な住宅改修を伴うもの
紙おむつ等(紙おむつ、洗腸 装具、サラシ、ガーゼ等衛生 用品) ア. (1) 8,858 円 (2) 11,639 円 (3) 12,000 円 イ. ア. に同じ ウ. 17,716 円	※移動機能障害…乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のひとつ。 特殊便器への取替えをする場合は上肢障害 2 級以上の方が対象 下記の①か②に該当 する方	3 歳以上	性(1) 排便機能障害がある場合 (2) 排尿機能障害がある場合 (3) 排便及び排尿に機能障害がある場合 イ. サラシ、ガーゼ、脱脂綿 ウ. 洗腸装具
①治療により軽快の見込めないストマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着できない方。 先天性疾患(先天性鎖肛除く)に起因する神経障害のため高度排便機能障害又は高度排尿機能障害の方。先天性鎖肛に対 する肛門形成術に起因する高度排便機能障害の方。 ②脳性麻痺等の脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な方で、更生相談所・医療機関・保健所 より紙おむつ等の用具類を必要と判定された方。			
正弦波インバーター 発電 機・蓄電池 100,000 円	(1) 呼吸器 1 級 (2) 難病患者で (1) と同程度の障害 のある方 (3) 医療的ケア児・ 者で (1) と同程度 の障害のある方	-	災害時の非常用電源として用いることを目的とし たもので、障害児・者、難病患者、医療的ケア児・ 者又は介護者が容易に使用し得るもの
インバーター(250W 以上の もの) 20,000 円	(1) 呼吸器 1 級 (2) 難病患者で (1) と同程度の障害 のある方 (3) 医療的ケア児・ 者で (1) と同程度 の障害のある方	-	災害時の非常用電源として用いることを目的とし たもので、障害児・者、難病患者、医療的ケア児・ 者又は介護者が容易に使用し得るもの

④ 住宅改造への補助(居宅改善)

重度障害者が居宅の一部(浴室、トイレ、玄関、台所、ろうか等)を改造し、障害に応じて使いやす
 くする場合、その費用を補助します。なお、日常生活用具の居宅生活動作補助用具に該当する改修工事
 を除きます。また、新築、増改築も補助対象になりません。

対象 障害程度が下肢又は体幹 1、2 級で、かつ世帯の前年分所得税額(世帯員分を合算)が
 100,500 円以下の方

補助金額 ・生活保護受給世帯 補助対象経費の全額(24 万円を上限とする)
 ・その他の世帯 補助対象経費の 2 / 3 (24 万円を上限とする)

※**工事前の申請が必要です。**

窓口 こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035

⑥ 小児慢性特定疾病児童の日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具の給付を行っています（購入前の申請が必要）。

対象 埼玉県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の対象児（下表の対象者欄）
持ち物 申請書（こども福祉課にあります）と小児慢性特定疾病医療受給者証、印かん
費用 扶養義務者は市町村民税等により一部又は全額の自己負担金があります。
窓口 こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035

種目と基準額	対象者	性能等
便器 4,900 円	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）
特殊マット 21,560 円	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器 166,320 円	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く
特殊寝台 169,400 円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具 66,000 円	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具 99,000 円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器 73,700 円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器 16,500 円	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車いす（電動以外の場合） 77,440 円	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽 13,380 円	発作等により頻繁に転倒する者 在宅以外（入院中・入所中の場合も対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器 62,040 円	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト 22,000 円	体温調節が著しく難しい者	疾病の病状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム 41,580 円	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー（吸入器） 39,600 円	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器） 173,250 円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（消化器系） 113,520 円	人工肛門を造設した者（入院中・入所中の場合も対象）	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの

ストーマ装具（尿路系） 149,160 円	人工膀胱を造設した者（入院中・入所中の場合も対象）	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻 128,700 円	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水泡やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの

⑥ 重度障害児等への紙おむつ購入費の支給

重度の障害児者等の経済的負担を軽減するため、紙おむつ購入費を支給しています。

- 対象** 3 歳以上で次のいずれかに当てはまる方（他制度により給付を受けられる方を除く）
- ・身体障害者手帳 1 級、2 級で常時失禁状態にあり紙おむつを必要とする方
 - ・療育手帳④、A 又は同程度と判定され、常時失禁状態にあり紙おむつを必要とする方
- 持ち物** 申請書と医師の意見書（いずれもこども福祉課にあります）
マイナンバーに関する書類（42 ページ）
- 費用** 世帯の住民税課税額により購入費用支給限度額（月額）が異なります。
- 窓口** こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035

⑦ 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の助成

- 対象** いずれかの耳又は両耳の聴力レベルが 25 デシベル以上で、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある 児童）で、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できる方（購入・修理前の申請が必要）
- 助成額** 補助基準額の 3 分の 2（1,000 円未満切捨て）
- 窓口** こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035
※事前に必要書類等をご案内しますので、お問合せください。

補聴器の種類	補助基準額	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	50,600 円	①補聴器本体（電池を含む。） ②イヤーマールド ※イヤーマールドを必要としない場合は、基準価格から 9,000 円を除く。	原則として 5 年 ※破損などやむを得ない場合は ご相談ください。
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900 円		
高度難聴用ポケット型	50,600 円		
高度難聴用耳かけ型	52,900 円		
重度難聴用ポケット型	64,800 円		
重度難聴用耳かけ型	76,300 円		
耳穴型（レディメイド）	96,000 円	補聴器本体（電池を含む。）	
耳穴型（オーダーメイド）	137,000 円		
骨導式ポケット型	70,100 円	①補聴器本体（電池を含む）②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200 円	①補聴器本体（電池を含む。）②平面レンズ ※平面レンズを必要としない場合は、基準価格から 1 枚につき 3,600 円を除く。	

※無線方式の補聴器を必要とする場合は、下表の範囲内で必要な額を加算することができます。

種目	補助基準額	備考	耐用年数
受信機（FM 型・デジタル無線方式）	92,000 円		原則として 5 年
ワイヤレスマイク（充電電池を含む。）	128,000 円	1 台に限る。	
オーディオチュー	5,000 円		



参考

車いすの無料貸し出し

緊急一時的に短期間車いすを必要とする方に対して、車いすを無料で貸し出します。

貸出期間 原則として3ヶ月間 ※3ヶ月以上恒常的に必要とする方は更新できません。

対象 1) 病気やけが等により、一時的に歩行が困難な方
2) 手術を受けた直後のため、一時的に歩行が困難な方
3) 身体障害者手帳申請中の方で、交付されるまで一時的に必要な方

窓口 所沢市社会福祉協議会 Tel2925-0041 Fax2925-3419
窓口に来られる方の印鑑と身分証明書を持参してください。

盲人用具の販売あっせん

視覚障害者が時計、録音テープ、点字盤、点字用紙等を購入する場合、料金が割引されます。

割引率 個人購入 約7%以上
団体による一括購入 約10%以上

販売場所 日本点字図書館 新宿区高田馬場 1-23-4 Tel03-3209-0751 Fax03-3200-4133
日本盲人会連合 新宿区西早稲田 2-18-2 Tel03-3200-6422 Fax03-3200-6428

① ホームヘルプサービス

- 対象** 身体障害者児、知的障害者児、発達障害・難病患者の児童
- 内容** ・居宅介護…居宅における食事、入浴等の介護や通院の介護
 ・同行援護…視覚障害により移動に著しい困難がある方の外出支援
 ・行動援護…知的障害、精神障害により行動上著しい困難がある方の外出支援
- 費用** ・市民税非課税世帯は0円
 ・市民税課税世帯はサービス費用の1割（所得に応じた負担上限月額あり）
- 窓口** こども福祉課 TEL2998-9223 Fax2998-9035

② 移動浴そう車の派遣

- 対象** 家庭での入浴が困難な方（重度心身障害児・者）
- 内容** 浴そうを室内に持ち込み、入浴の介助を行います。（月8回以内）
 ※浴槽車を派遣するため近くに駐車スペースが必要です。
- 料金** 1回 500円（住民税非課税世帯及び生活保護世帯は0円）
- 持ち物** 所定の健康診断書、マイナンバーに関する書類（40ページ）
- 窓口** 障害福祉課 TEL2998-9116 Fax2998-1147

③ 短期入所（ショートステイ）

- 対象** 身体障害者児、知的障害者児、発達障害・難病患者の児童
- 内容** 介護者の疾病や休養等のときに対象児童を施設でお預かりします。

主な施設	所在地	利用対象
光の家療育センター	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38 TEL049-276-1357	重症心身障害児
カルガモの家	川越市鴨田 1930-1 TEL049-229-5811	重症心身障害児
介護老人保健施設さんとも	所沢市中富 1617 TEL04-2942-3202	重症心身障害児
大樹館(たいじゅかん)	入間市高倉 4-15-5 TEL04-2966-1941	知的障害児
大樹の森	狭山市加佐志 244-1 TEL04-2958-2941	知的障害児
大樹の郷(たいじゅのくに)	所沢市牛沼 773-2 TEL04-2996-2941	知的障害児

- 費用** ・市民税非課税世帯は0円
 ・市民税課税世帯はサービス費用の1割（所得に応じた負担上限月額あり）+食事代
- 窓口** こども福祉課 TEL2998-9223 Fax2998-9035

④ 日中一時支援事業

- 対象** ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方
 ・上記と同程度の障害を有する方（診断書等が必要）
- 内容** 介護者の疾病や休養等のときに対象児童を事業所で日中お預かりします
 （原則として月 100 時間以内）。

主な事業所

	事業者名	所在地	電話
1	ほるん	所沢市北原町 932-1 とこざわ学園内	04-2992-5096
2	桑の実ほっと STATION	所沢市東狭山ヶ丘 6-2823-13	04-2921-1165
3	くみちゃんハウス	飯能市芦荻場 685-1	042-983-4888
4	しもとみ大樹	所沢市下富 1028-2	04-2990-5121
5	大樹の森	狭山市加佐志 244-1	04-2958-2941
6	大樹館	入間市高倉 4-15-5	04-2966-1941
7	光の家療育センター	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1357
8	かしの木ケアセンター	入間郡三芳町北永井 381-3	049-258-0061
9	大樹の家	狭山市狭山 47-29	04-2955-2941
10	どんぐりの里	入間市新久 819-11	04-2936-2222
11	ねっこぼっこの家	所沢市東狭山ヶ丘 1-66-10-103	04-2968-3493
12	医療生協さいたま 所沢訪問看護ステーション	所沢市宮本町 2-23-34	04-2924-1119
13	大樹の丘	所沢市神米金 500-1	04-2968-3242
14	医療生協さいたま ふじみ野ケアセンター	ふじみ野市上福岡 3-3-7	049-267-1104
15	しののめ	狭山市加佐志 139-1	04-2968-6680
16	こどもの家 こより	飯能市大河原 934-1	042-980-7784
17	ひなたぼっこハウス	所沢市上新井 1-13-1 1F	04-2968-7103
18	訪問看護ステーション mamacare	入間郡三芳町北永井 305-3	070-3883-0090
19	日中一時支援 ココレ	所沢市北野新町 1-4-19	04-2968-8848
20	大樹の郷	所沢市牛沼 773-2	04-2996-2941
21	日中一時支援事業所 いちご（一護） いちご 一護	狭山市柏原 3618-16	0429-68-7607
22	嵐山郷	比企郡嵐山町大字古里 1848-1	0493-62-6221

- 費用** ・生活保護世帯は 0 円
 ・その他の世帯はサービス費用の原則 5 %（下表の額）

	費用 （ ）内は重症心身障害の方
4 時間まで	1 回 120 円（210 円）
4 時間超	1 回 280 円（500 円）
送迎（市内施設）	片道 30 円
送迎（市外施設）	片道 60 円

窓口 こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035

⑥ 移動支援事業

- 対象**
- ・身体障害者手帳のある方（屋外での移動が困難な視覚障害児）
 - ・ 〃 （脳性麻痺など上下肢に障害のある全身性障害児：肢体不自由１級）
 - ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のある方
 - ・上記と同程度の障害を有する方（診断書等が必要）
- 内容**
- １回５時間以内の外出（散歩、買い物、イベントなど）を、徒歩または公共交通機関を利用して支援します（自動車は使用しません）。
- ※長期的な通学・通園には利用できません。

主な事業所

事業所名	所在地	電話
所沢市医師会 ヘルパーステーション	所沢市上安松 1224-7	04-2994-1620
ホームヘルプサービス ぽぷり	所沢市緑町 4-1-12	04-2924-2255
寿介護エス・オー・エス	狭山市水野 1265-10	04-2950-6682
ヘルパーステーション どんぐりの里	入間市新久 819-11-25-366	04-2937-1520
ヘルパーステーション 105 入間	入間市上藤沢 449-8	04-2960-1515
きらきら星狭山	狭山市入間川 3-19-15	04-2954-0246
あざみ野在宅介護サービス	富士見市ふじみ野 1-15-3-303	049-261-6971
つばさ支援センター	所沢市緑町 4-19-1	04-2929-2830
ビーサイドユウ	清瀬市梅園 3-4-25	042-497-9534
ニチイケアセンター北秋津	所沢市北秋津 778-49,1F	04-2927-8341
介護福祉サービス 楓〜かえで〜	所沢市東所沢和田 1-30-14	050-3636-0014
すたっぷ	所沢市美原 1-2912-2,310	04-2941-5871
あどらいふ訪問介護ステーション	所沢市中新井 3-2-15	04-2937-6947

※他にも事業所はありますのでお問合せください。

- 費用**
- ・市民税非課税世帯は 0 円
 - ・市民税課税世帯はサービス費用の原則 5 %（下表の額。ただし負担上限月額 15,000 円）

利用時間	身体介護あり	身体介護なし
30 分まで	117 円	40 円
30 分超 1 時間まで	203 円	76 円
1 時間超 1 時間 30 分まで	295 円	114 円
1 時間 30 分超 2 時間まで	333 円	150 円
2 時間超 2 時間 30 分まで	371 円	185 円
2 時間 30 分超 3 時間まで	409 円	221 円
3 時間超 3 時間 30 分まで	445 円	257 円
3 時間 30 分超 4 時間まで	481 円	292 円
4 時間超 4 時間 30 分まで	516 円	328 円
4 時間 30 分超 5 時間まで	552 円	363 円

窓口 こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035

⑥ 生活サポート事業

- 対象** ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方
・知的障害者更生相談所または児童相談所にて知的障害と判定された方
・医師により心身の発達に障害があると診断された方や難病患者（診断書等が必要）
- 内容** 次のサービスを１年度 150 時間以内で利用できます（１～４の組合せ利用可）。
- １ 一時預かり
 - ２ 派遣による介護（居宅や居宅以外の場所）
 - ３ 送迎（学校への一時的な送り迎えなど）
 - ４ 外出援助

主な登録団体

団体名	所在地	電話
ぼぶり（皆成会）	所沢市緑町4-1-12	04-2924-2255
とことこの家	所沢市泉町911-1-101	04-2939-9733
ケアサポートなかま	所沢市松葉町8-14-102	04-2992-1310
どんぐりの里（てあしの会）	入間市新久819-11-25-366	04-2937-1520
みんなのいえ	入間市扇町屋5-5-17	090-2525-0688
きらきら星Sayama	狭山市入間川3-19-15	04-2954-0246
レスパイト大樹	入間市上藤沢987-1, 2 階	04-2968-3581
国民生活向上委員会	狭山市東三ツ木7-3	049-291-2311
なごみテラシマ	狭山市富士見2-21-27	090-2750-2711
すたっぷ	所沢市美原1-2912-2,310	04-2941-5871
ふじいろ（藤の実会）	所沢市下富626-1	090-7630-0231

- 費用** 登録団体ごとに異なります（１時間 900 円前後＋交通費等の実費）
- 窓口** こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035

⑦ 歯科診療所あおぞらの障害児者歯科診療

- 対象** 市内在住で一般の歯科診療所では診療が困難な障害児者の方
- 診療日** 日曜日及び木曜日 午前 9 時～午後 0 時 30 分
- 医療費** 一般の病院、診療所と同様に健康保険法、重度心身障害児等医療費助成制度、生活保護法等が適用されます。
- 受診方法** 歯科診療所あおぞらに、あらかじめお申込みのうえ、受診してください。
- 診療場所・申込先** 所沢市歯科診療所あおぞら（保健センター内 1 階）Tel2995-1171

8 通所等による発達支援

① 児童発達支援

- 対象** 就学前の身体障害児、知的障害児、発達障害児、難病患者
- 内容** 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など
- 費用**
- ・ 市民税非課税世帯は 0 円
 - ・ 市民税課税世帯はサービス費用の 1 割（所得に応じた負担上限月額あり）＋食事代等

世帯の状況	負担上限月額
生活保護（または中国残留邦人等支援法による支援給付）受給世帯	0 円
市民税非課税世帯	0 円
満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から就学前まで（幼児教育の無償化…令和元年 10 月 1 日開始）	0 円
市民税所得割額（世帯内の合計）が 28 万円未満の世帯	4,600 円
その他の世帯	37,200 円

窓口 こども福祉課 TEL2998-9223 Fax2998-9035

② 放課後等デイサービス

- 対象** 小・中・高・特別支援学校等に就学している身体障害児、知的障害児、発達障害児、難病患者
- 内容** 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など
- 費用**
- ・ 市民税非課税世帯は 0 円＋おやつ代等
 - ・ 市民税課税世帯はサービス費用の 1 割（所得に応じた負担上限月額あり：上表参照）＋おやつ代等

窓口 こども福祉課 TEL2998-9223 Fax2998-9035

③ 居宅訪問型児童発達支援

- 対象** 障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障害のあるお子さんなど
- 内容** 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の支援を行います。
- 費用**
- ・ 市民税非課税世帯は 0 円
 - ・ 市民税課税世帯はサービス費用の 1 割（所得に応じた負担上限月額あり：上表参照）

窓口 こども福祉課 TEL2998-9223 Fax2998-9035

④ 保育所等訪問支援

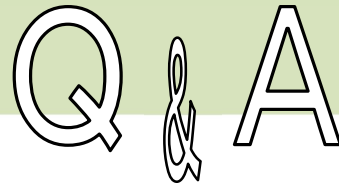
- 対象** 保育所等に在籍している身体障害児、知的障害児、発達障害児、難病患者
- 内容** 保育所等を訪問し、児童や支援者に対し、児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
- ※「保育所等」には、保育所のほか幼稚園や小学校等が含まれます。
- ※保護者と保育所等の双方が支援を希望する必要があります。
- 費用**
- ・ 市民税非課税世帯は 0 円
 - ・ 市民税課税世帯はサービス費用の 1 割（所得に応じた負担上限月額あり：上表参照）
- 窓口** こども福祉課 TEL2998-9223 Fax2998-9035

児童発達支援

もっと知りたい方へ

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援



Q 身体障害者手帳や療育手帳などがなくても利用できますか？

A 療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当などの認定を受けていない場合には、福祉的な支援の必要性を把握するために医師の診断書や意見書などを提出していただいています。

Q 利用手続きの流れを教えてください。

A 利用にあたっては、こども福祉課にて通所給付費の支給申請手続きが必要です。その際、適切なサービス利用を支援するための「障害児支援サービス利用計画案」を提出する必要があります。この計画案のことや事業所の情報などについては、こども福祉課で案内しますのでご相談ください。

支給決定がされると、利用できる日数や期間、負担上限月額などが記載された『通所受給者証』が発行されますので、それを利用したい事業所に呈示して利用契約を結び、利用を開始します。

Q 利用できる日数はどのようにして決まりますか？

A 支援が必要なお子さんの状況のほかにご家族の状況、保健医療サービスや福祉サービスの利用状況などを考慮して市が支給決定（原則として週5日以内）することになっていますので、こども福祉課では申請手続きをお受けする際、このようなことを丁寧にお伺いしています。

Q 児童発達支援と放課後等デイサービスでは、どのような支援をしていますか？

A いずれのサービスも、一人ひとりの状況に応じて生活能力や社会性を向上させるために、工作・音楽・外遊び・調理など様々な取り組みをしています。事業所ごとに特色があり、利用できる時間帯、利用者の年齢層、送迎の有無や送迎できる範囲なども異なります。なお、一時的にお子さんをお預かりする制度としては、日中一時支援事業（18歳まではこども福祉課が窓口）があります。

Q 利用者負担額の目安を教えてください。

A 様々な条件によって異なりますが、1回あたり利用者が負担する額（食事代やおやつ代などを除いたサービス費用の1割）は1,000円前後が目安となります。ただし1ヶ月あたり、左ページにある負担上限月額を超える利用料は発生しません。この負担上限月額は、世帯内にサービスを利用するお子さんが何人いても、また複数の事業所を利用した場合でも同額です。

なお、複数の事業所を利用する場合は、負担上限月額を事業所同士で適切に管理するための届出が必要です。

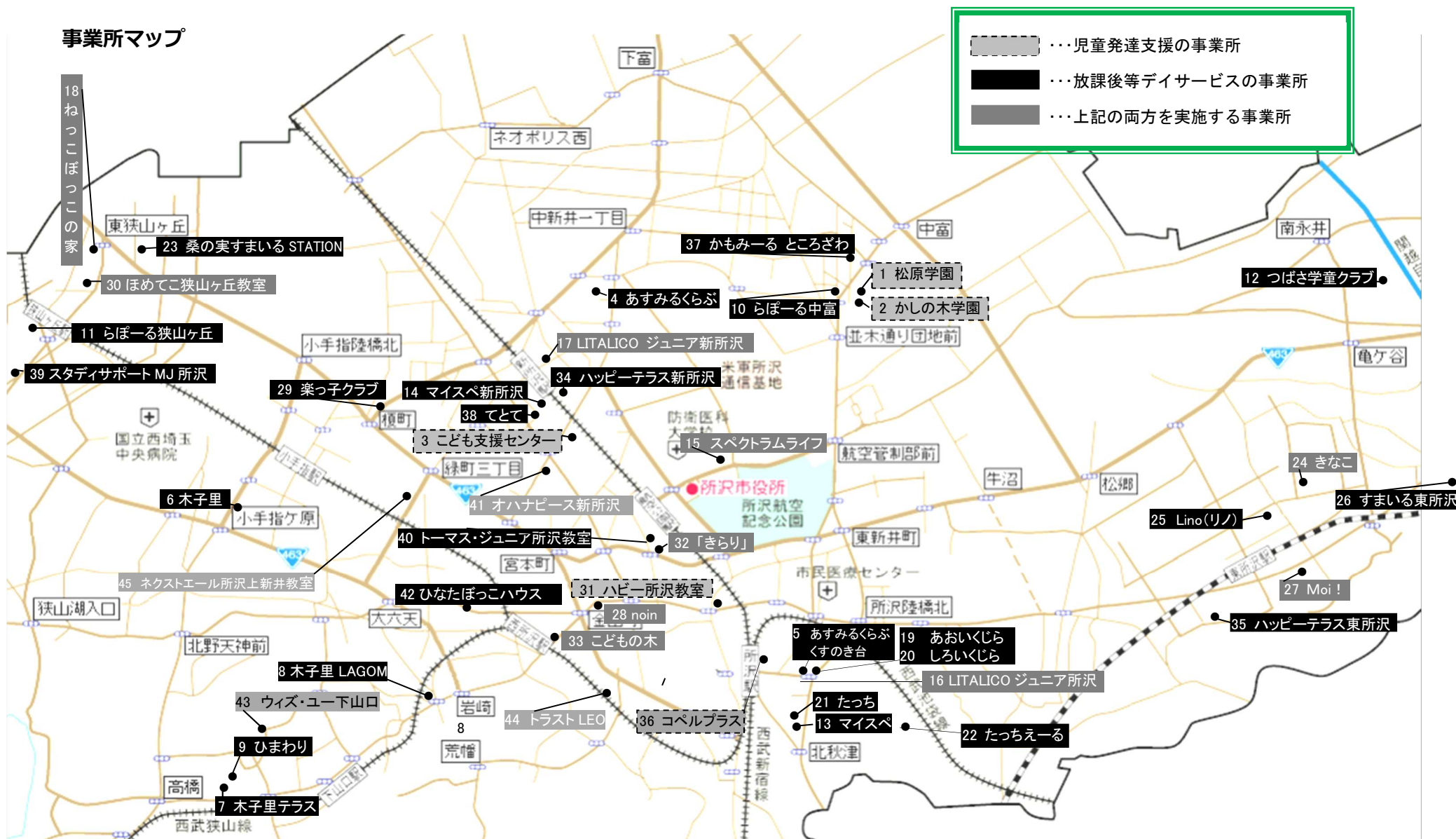
詳しくはこども福祉課まで
お気軽にお問合せください。



通所事業所一覧表

	事業所名	定員		[保]	開設	所在地(所沢市～)	電話(04～)	FAX(04～)
		[児]	[デ]					
1	所沢市立松原学園	40			S46.4.1	中富1535-1	2990-3488	2943-2322
2	所沢市立かしの木学園	50			S49.4.1	中富1535-3	2942-4024	2942-3404
3	所沢市こども支援センター(発達支援)	36		可	H29.4.1	泉町1861-1	2922-2118	2922-2198
4	あすみるくらぶ		10		H24.8.1	美原町3-2971-4,1F	2937-3812	2937-3813
5	あすみるくらぶ くすのき台		10		R1.7.1	くすのき台3-15-8,1F	2968-3057	2968-3059
6	木子里(きっこり)		10		H25.3.1	小手指町4-9-19-202	2946-9022	2946-9022
7	木子里テラス		10		H25.10.1	山口5277-2	2941-3054	2941-3104
8	木子里LAGOM		10		H26.8.1	山口673-3-201・202	2941-5531	2941-5455
9	ひまわり		10		H25.11.1	山口5294,2F	2930-6968	2968-9987
10	キッズルームらぼーる所沢 中富ルーム		10		H26.2.1	中富1739-32	2968-6346	2968-6346
11	キッズルームらぼーる所沢 狭山ヶ丘ルーム		10		H27.4.1	狭山ヶ丘1-3003-19	04-2935-3405	-
12	つばさ学童クラブ		10		H26.4.1	南永井619-7所沢おおぞら特別支援学校内	2946-9404	2946-9300
13	マイスペ児童デイサービス		10		H26.5.1	北秋津778-43,1F	070-7594-4414	2941-2722
14	マイスペ児童デイサービス新所沢		10		H29.7.1	緑町1丁目1-10-102	070-7594-4415	2936-9970
15	スペクトラムライフ	7	3	可	H26.6.1	並木3-1-10-102	2968-5684	2968-5684
16	LITALICOジュニア所沢教室	10	10	可	H26.8.1	くすのき台3-18-10,6F	2991-6211	2991-6213
17	LITALICOジュニア新所沢教室	10	10	可	H29.10.1	松葉町11-1,3F	2997-6688	2997-6689
18	ねっこぼっこの家	5	5		H26.8.1	東狭山ヶ丘1-66-10-103	2968-3493	2968-3894
19	あおいくじら		10		H26.11.1	くすのき台3-16-12,半B1F	2941-2529	2941-2529
20	しろいくじら		10		H26.11.1	くすのき台3-16-12,1F	2936-6360	2936-6360
21	たっち		10		H27.2.1	北秋津708-84,1F	2996-1200	2996-1200
22	たっちえーる		10		H29.4.1	北秋津511-21	2936-9860	2936-9860
23	桑の実すまいるSTATION		10		H27.2.1	東狭山ヶ丘6-2823-12	090-7245-1808	2921-1166
24	きなこ 児童発達支援利用者に限定	合計10		可	H27.3.1	東所沢3-6-17	2008-2437	2008-2437
25	Lino(リノ)		10		H30.3.1	東所沢1-17-20,1F	2001-4769	2001-4769
26	すまいる東所沢		10		H27.4.1	城527-1,1F	2935-4908	2935-4908
27	Moi! 東所沢駅前教室	10	10		H27.7.1	東所沢5-4-2-101	2936-9878	2936-9879
28	noin	合計10			H29.5.1	金山町14-12,2F	2941-3172	2941-3174
29	楽っ子クラブ		10		H27.7.1	榎町11-5	2968-3838	2968-3838
30	ほめてこ狭山ヶ丘教室	合計10			H27.8.1	東狭山ヶ丘1-27-9,1F	2990-8647	2968-4030
31	ハビー所沢教室	10			H28.9.1	御幸町6-2,2F	2936-6971	2936-6972
32	「きらり」所沢校	合計10			H28.11.1	北有楽町22-12,1F	2941-6048	2941-6048
33	こどもの木	合計10			H28.12.1	西所沢1-14-4-101	2001-5176	2001-5176
34	ハッピーテラス新所沢教室		10		H29.1.1	松葉町4-25,1F	2927-6587	2927-6587
35	ハッピーテラス東所沢教室		10		H29.3.1	東所沢和田1-18-5-105	2941-2145	2941-2460
36	コペルプラス所沢教室	10			H29.12.1	くすのき台3-4-2,3F	2941-3974	2941-3975
37	かもみーる とろろざわ		10		R1.8.1	中富1592-1	2937-3710	2937-7337
38	てとて		10		R1.8.1	緑町2-7-11,4F	2935-4505	2935-6310
39	スタディサポートMJ所沢		10		R2.6.1	和ヶ原1-37-3-201	2937-5432	2937-5434
40	トーマス・ジュニア所沢教室		10		R3.1.1	北有楽町24-10,1F	2946-9826	2946-9827
41	オハナピース新所沢	合計10			R3.2.1	けやき台2-30-12	2937-6122	2937-6123
42	ひなたぼっこハウス		5		R3.5.1	上新井1-13-1,1F	2968-7103	03-6800-1497
43	ウィズ・ユ-下山口	合計10			R3.8.1	所沢市山口5168	2937-4034	2937-4035
44	放課後等デイサービストラストLEO	合計5			R4.3.1	星の宮2-2-6,1F	2903-7007	2903-7008
45	ネクストエール所沢上新井教室	合計10			R7.4.1	上新井4-18-5-101	2941-3247	2941-3248

事業所マップ



詳細は各窓口にお問合せください。

項 目	内 容	窓 口 ・ 問 合 せ
県営住宅	次の方がいる世帯が県営住宅を申込み場合、抽選倍率の優遇（当選確率が高くなる制度です。優先ではありません。）を受けることができます。 1 身体障害者手帳 1 級から 4 級までの方 2 精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の方 3 障害等級が 1 級 1 0 号の障害年金給付を受けている方 4 療育手帳 ㉔から B までの方	埼玉県住宅供給公社本社県営住宅課 〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10 Tel048-829-2875 Fax048-825-1822 ※募集案内は、各募集月に市街地整備課、各まちづくりセンター等でも配布しています。
市営住宅	次の方がいる世帯が市営住宅を申込み場合、抽選倍率の優遇（当選確率が高くなる制度です。優先ではありません。）を受けることができます。 1 身体障害者手帳 1 級から 4 級までの方 2 精神障害者保健福祉手帳 1 級から 3 級までの方 3 療育手帳 ㉔から C までの方	埼玉県住宅供給公社川越支社 〒350-1101 川越市市場 2218-4 ベルアート 301 号室 Tel049-227-6408 Fax049-233-5353 ※募集案内は、募集期間中に市街地整備課、各まちづくりセンター等でも配布しています。
UR 賃貸住宅	次の方を含む世帯に対して UR 賃貸住宅の当選率等が優遇されます。 ・身体障害者手帳 1 級～4 級の方 ・療育手帳 ㉔、A の方	UR 都市機構 所沢営業センター 所沢市日吉町 15-14 所沢第一生命ビル 4F Tel2924-4481
災害時要援護者支援	所沢市では平成 29 年度より避難行動要支援者支援事業を実施し、災害発生時等に自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿を作成しています。市で定めた一定の要件に該当する方のうち平常時から避難支援関係者に個人情報を提供することに同意された方のほか、要件に該当しない方でも登録申請書をご提出いただくことで名簿に登録することができます。 同意が得られた方の名簿は、担当地区の自治会・町内会、民生委員などの避難支援等関係者に提供し、災害発生時等に安否確認や避難支援体制等で活用します。	危機管理課 Tel2998-9399 Fax2998-9042
行事	行事の情報は広報でお知らせしています（以下、主なもの）。 A 障害者週間記念事業（12 月初旬） B 発達障害啓発週間（4 月初旬） C こころの美術展（10 月中旬）	A 障害福祉課 Tel2998-9116 Fax2998-1147 B こども福祉課 Tel2998-9223 Fax2998-9035 C 健康管理課こころの健康支援室 Tel2991-1812 Fax2995-1178
伊豆潮風館（保養所）	障害のある方が安価で気軽に利用できるバリアフリーの宿です。	埼玉県伊豆潮風館 伊東市富戸先原 1317-89 Tel0557-51-1504
障害者団体	会員相互の交流・親睦を深めるとともに、福祉活動に取り組んでいる団体です。 (団体名) (代表者) (連絡先) ・所沢市身体障害者福祉会 休止中 ・所沢市聴覚障害者協会 仲 重夫 Fax2923-9778 ・所沢市手をつなぐ親の会 本橋 幸太郎 Tel2001-3306 ・障害児者を守る所沢連絡会 楠田 房雄 Tel2925-3334 ・所沢市視覚障害者福祉協会 玉津島 滝子 Tel2994-8916 ・所沢蒼空会 熊谷 スミエ Tel050-3761-4347 Fax2992-1928	

① 身体障害者障害程度等級表

部分が第1種障害です

視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能障害

等級	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声、言語機能、又はそしゃく機能
		聴 覚 障 害	平 衡 機 能	
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの			
2 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（I/4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（I/2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
3 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3. 両眼解放視認点数が 70 点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害（嚥下機能の著しい障害を含む）
5 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2. 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能の著しい障害	
6 級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40cm 以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの		

-  部分が第1種障害です

肢体不自由（上肢・下肢）

等級	上 肢	下 肢
1 級	1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2 級	1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢の全ての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3 級	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1.両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの
4 級	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5 級	1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6 級	1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指、及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指、及び小指の機能を全廃したもの	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

7級の障害は1つのみでは手帳交付の対象となりません。ただし

- ・7級の障害が2つ以上重複する場合
- ・7級の障害が6級以上の障害と重複する場合

は手帳交付の対象となります。

部分が第1種障害です

肢体不自由（体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）

等級	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
		上 肢 機 能	移 動 機 能
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1.体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸・免疫・肝臓機能障害

等級	心臓	じん臓	呼吸器	小腸	ぼうこう又は直腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	機能障害						
1級	上記の機能障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの				左に同じ	上記の機能障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						上記の機能障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	上記の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの				左に同じ	上記の機能障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	上記の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				左に同じ	上記の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(備考)

- 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は1級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
- 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 「指の機能障害」とは、中手指節関節以上の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

② 令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

平成25年度から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、障害児・者の範囲に難病患者の方（下表を参照）が加わりました。これにより、介護給付費、通所給付費、補装具費、日常生活用具費の支給申請等ができるようになりました（指定難病医療受給者証や診断書等が必要になります）。

詳細は、こども福祉課（Tel2998-9223）までお問合せください。

▼五十音順

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

- 新たに対象となる疾病（7疾病）
- △ 表記が必要な疾病（2疾病）
- 障害者総合支援法適用の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカレディ症候群	46	大田原症候群	91	クローン病
2	アイザックズ症候群	47	オグセンベタル・ボーン症候群	92	クローンカイト・カチダ症候群
3	IGA腎症	48	オムラ一病	93	高舉重損傷（二相性）急性転位
4	IGA腎臓疾患	49	カーニー-メー	94	結節性硬化症
5	亜急性壊死性骨髄炎	50	胸筋線化を伴う肉腫的腫瘍がん	95	結節性多発動脈炎
6	アジソン病	51	高血圧大脳病	96	血液性血小板減少性紫斑病
7	アジソン病	52	下咽後部筋腫性下疳	97	肥厚性骨質化形成
8	アトピー性皮膚炎	53	家族性地中海熱	98	● 皮膚性多発動脈炎
9	アトピー性皮膚炎	54	家族性進行性タンパク質血症（ホモ型合体）	99	● 皮膚性多発動脈炎
10	アミロイドーシス	55	家族性進行性タンパク質血症（ホモ型合体）	100	原発性硬化性胆管炎
11	アミロイドーシス	56	カバリン病	101	原発性高血圧症
12	アルポート症候群	57	化膿性無菌性関節炎・関節性膿瘍・アグネ症候群	102	原発性腎臓性心臓
13	アレキサンダー病	58	肥満症候群	103	原発性胆管性胆管炎
14	アンジェルマン症候群	59	カラクトース・リン・リシトランスフェラーゼ欠損症	104	原発性胆管性胆管炎
15	アンジェルマン症候群	60	カラクトース・リン・リシトランスフェラーゼ欠損症	105	間接性大腸炎
16	インゴロ症候群	61	肥満症候群	106	肥満性多発動脈炎
17	一次性ネフローゼ症候群	62	肝臓腫瘍	107	高1.0症候群
18	一次性腎臓性腎臓性尿毒症	63	腎臓性尿毒症（リンナ症）	108	好酸球性腎臓性尿毒症
19	1.365欠損症候群	64	肥満性多発動脈炎	109	好酸球性多発動脈炎
20	遺伝性自己免疫性	65	肥満性多発動脈炎	110	好酸球性多発動脈炎
21	遺伝性自己免疫性	66	完全大腸炎	111	抗糸球体膜抗体症
22	遺伝性自己免疫性	67	肥満性多発動脈炎	112	後遺症性多発動脈炎
23	遺伝性自己免疫性	68	肥満性多発動脈炎	113	中核性多発動脈炎
24	遺伝性自己免疫性	69	肥満性多発動脈炎	114	肥満性多発動脈炎
25	ウィーバー症候群	70	肥満性多発動脈炎	115	高チロシン血症1型
26	ウィーバー症候群	71	肥満性多発動脈炎	116	高チロシン血症2型
27	ウィーバー症候群	72	肥満性多発動脈炎	117	高チロシン血症3型
28	ウィーバー症候群	73	肥満性多発動脈炎	118	後天性赤芽病
29	ウィーバー症候群	74	肥満性多発動脈炎	119	広範囲性腎臓性尿毒症
30	ウィーバー症候群	75	肥満性多発動脈炎	120	肥満性多発動脈炎
31	ウィーバー症候群	76	肥満性多発動脈炎	121	肥満性多発動脈炎
32	ウィーバー症候群	77	肥満性多発動脈炎	122	● 肥満性多発動脈炎
33	ウィーバー症候群	78	肥満性多発動脈炎	123	コクイン症候群
34	ウィーバー症候群	79	肥満性多発動脈炎	124	コクイン症候群
35	ウィーバー症候群	80	肥満性多発動脈炎	125	肥満性多発動脈炎
36	ウィーバー症候群	81	肥満性多発動脈炎	126	肥満性多発動脈炎
37	ウィーバー症候群	82	肥満性多発動脈炎	127	肥満性多発動脈炎
38	ウィーバー症候群	83	肥満性多発動脈炎	128	コナトリン症候群
39	ウィーバー症候群	84	肥満性多発動脈炎	129	コナトリン症候群
40	ウィーバー症候群	85	肥満性多発動脈炎	130	コナトリン症候群
41	● 肥満性多発動脈炎	86	肥満性多発動脈炎	131	コナトリン症候群
42	肥満性多発動脈炎	87	肥満性多発動脈炎	132	肥満性多発動脈炎
43	肥満性多発動脈炎	88	肥満性多発動脈炎	133	肥満性多発動脈炎
44	肥満性多発動脈炎	89	肥満性多発動脈炎	134	肥満性多発動脈炎
45	肥満性多発動脈炎	90	肥満性多発動脈炎	135	サイトメカロウィルス病

令和7年4月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(376疾病)

- 新たに対象となる疾病（7疾病）

△表記が変更された箇所（2箇所）

○障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

[illegible]

令和7年4月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(376疾病)

● 新たに対象となる疾病 (7疾病)
 ▲ 表記が変更された疾病 (2疾病)
 ○ 障害者総合支援法適用の対象疾病 (29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルティ症候群	46	大田家症候群	91	クローン病
2	アイザックス症候群	47	オクシピタル・ホーン症候群	92	クローンカイト・カタグ症候群
3	I g A腎症	48	オスラー病	93	脳脊髄型 (二相性) 急性起症
4	I g G4関連疾患	49	カーニー病	94	脳動脈硬化症
5	急性特発性全脳炎	50	馬房様化を伴う特発性脳炎 (かんかん)	95	脳動脈多発動脈炎
6	アランソン病	51	葉状性大腸炎	96	血管性小脳萎縮性変性症
7	アランソン病	52	下咽頭癌腫瘍症下咽	97	皮膚性多発腫瘍形成
8	アトピー性神経炎	53	家族性骨髄炎	98	多発性骨髄質腫瘍症 ●
9	アペール症候群	54	家族性低カリウム血症 (ホセリ症候群)	99	皮膚性多発腫瘍症
10	アミロイドーシス	55	家族性出生性大腸炎	100	皮膚性多発腫瘍症
11	アラジャー症候群	56	カザン病	101	皮膚性多発腫瘍症
12	アルボート症候群	57	化膿性無菌性関節炎・慢性関節炎・ブクネ症候群	102	皮膚性多発腫瘍症
13	アレキサンダー病	58	化膿性無菌性関節炎・慢性関節炎・ブクネ症候群	103	皮膚性多発腫瘍症
14	アンジェルマン症候群	59	カラクトーシス・リンパ腫・リンパ腫・リンパ腫・リンパ腫	104	皮膚性多発腫瘍症
15	アントレー・ヒクスラー症候群	60	カルニチン代謝異常症	105	皮膚性多発腫瘍症
16	イン吉草腫瘍症	61	知覚過敏性	106	皮膚性多発腫瘍症
17	一次性ネフローゼ症候群	62	肝臓腫瘍症	107	皮膚性多発腫瘍症
18	一次性慢性腎臓病 (急性腎臓病)	63	腎臓腫瘍症 (急性腎臓病)	108	皮膚性多発腫瘍症
19	1 p 36欠失症候群	64	急性20染色体染色体異常症	109	皮膚性多発腫瘍症
20	急性自己免疫性神経炎	65	急性20染色体染色体異常症	110	皮膚性多発腫瘍症
21	急性自己免疫性神経炎	66	急性20染色体染色体異常症	111	皮膚性多発腫瘍症
22	急性自己免疫性神経炎	67	急性20染色体染色体異常症	112	皮膚性多発腫瘍症
23	急性自己免疫性神経炎	68	急性20染色体染色体異常症	113	皮膚性多発腫瘍症
24	急性自己免疫性神経炎	69	急性20染色体染色体異常症	114	皮膚性多発腫瘍症
25	急性自己免疫性神経炎	70	急性20染色体染色体異常症	115	皮膚性多発腫瘍症
26	急性自己免疫性神経炎	71	急性20染色体染色体異常症	116	皮膚性多発腫瘍症
27	急性自己免疫性神経炎	72	急性20染色体染色体異常症	117	皮膚性多発腫瘍症
28	急性自己免疫性神経炎	73	急性20染色体染色体異常症	118	皮膚性多発腫瘍症
29	急性自己免疫性神経炎	74	急性20染色体染色体異常症	119	皮膚性多発腫瘍症
30	急性自己免疫性神経炎	75	急性20染色体染色体異常症	120	皮膚性多発腫瘍症
31	急性自己免疫性神経炎	76	急性20染色体染色体異常症	121	皮膚性多発腫瘍症
32	急性自己免疫性神経炎	77	急性20染色体染色体異常症	122	皮膚性多発腫瘍症 ●
33	急性自己免疫性神経炎	78	急性20染色体染色体異常症	123	皮膚性多発腫瘍症
34	急性自己免疫性神経炎	79	急性20染色体染色体異常症	124	皮膚性多発腫瘍症
35	急性自己免疫性神経炎	80	急性20染色体染色体異常症	125	皮膚性多発腫瘍症
36	急性自己免疫性神経炎	81	急性20染色体染色体異常症	126	皮膚性多発腫瘍症
37	急性自己免疫性神経炎	82	急性20染色体染色体異常症	127	皮膚性多発腫瘍症
38	急性自己免疫性神経炎	83	急性20染色体染色体異常症	128	皮膚性多発腫瘍症
39	急性自己免疫性神経炎	84	急性20染色体染色体異常症	129	皮膚性多発腫瘍症
40	急性自己免疫性神経炎	85	急性20染色体染色体異常症	130	皮膚性多発腫瘍症
41	急性自己免疫性神経炎 ●	86	急性20染色体染色体異常症	131	皮膚性多発腫瘍症
42	急性自己免疫性神経炎 ○	87	急性20染色体染色体異常症	132	皮膚性多発腫瘍症
43	急性自己免疫性神経炎	88	急性20染色体染色体異常症	133	皮膚性多発腫瘍症
44	急性自己免疫性神経炎	89	急性20染色体染色体異常症	134	皮膚性多発腫瘍症
45	急性自己免疫性神経炎	90	急性20染色体染色体異常症	135	皮膚性多発腫瘍症



③ マイナンバー制度について

平成 28 年 1 月からマイナンバー制度が始まり、法令等で定める手続きにマイナンバー（個人番号）が必要になりました。

こども福祉課でマイナンバー（個人番号）が必要になる手続きは次のとおりです。

- 療育手帳の申請
- 特別児童扶養手当の申請
- 自立支援医療（育成医療）の申請
- 補装具費（交付・修理）の申請
- 補装具費・点字図書の自己負担額の補助金の申請
- 日常生活用具費の申請
- 重度障害児等への紙おむつ購入費の申請
- ホームヘルプサービスの申請
- 移動浴そう車の派遣の申請
- 短期入所（ショートステイ）の申請
- 日中一時支援事業の申請
- 移動支援事業の申請
- 児童発達支援の申請
- 保育所等訪問支援の申請
- 居宅訪問型児童発達支援の申請
- 放課後等デイサービスの申請

これらの手続きに、申請者（保護者）及び対象児童の
マイナンバー（個人番号）が必要です。

具体的には下表の書類等が必要です

（個人番号に変更がなければ、各制度 2 回目以降の申請等には不要です）

保護者本人が申請者の場合 A) 通常はこちらに該当します	法定代理人 （親権者、未成年後見人、後見人） が申請者の場合	法定代理人以外 が申請者の場合 （家族が申請する場合を含む）
・ 個人番号カード または ・ 番号通知カード※1 か個人番号付住民票 + 本人確認書類(※2)	A) 欄の書類等（本人確認書類を除く） +	
	・ 代理人の本人確認書類(※) ・ 戸籍謄本その他その資格を証明 する書類	・ 代理人の本人確認書類(※) ・ 委任状

※1 令和 2 年 5 月 25 日時点において、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は
正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能

※2 本人確認書類として認められているもの（次のいずれか）

- ・ 顔写真がある官公署が発行した証明書を 1 点（例：運転免許証、障害者手帳 等）
- ・ 顔写真が無い官公署が発行した証明書を 2 点（例：保険証、年金手帳、受給者証 等）

④ 障害者マークの紹介

障害者 マーク の紹介	障害者に関する“マーク”には、次のようなものがあります。マークを見かけた場合は、ご配慮をいただけますようお願い致します。マークの使用や著作権、入手方法などは、それぞれの「問合せ先」にご確認ください。
	◆ 障害者のための国際シンボルマーク（色：青地に白） 障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、とくに車イスを利用する障害者に限定し使用されるものではありません。マークの使用や著作権については、(財)日本障害者リハビリテーション協会が管理しています。 問合せ先:財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL03-5273-0601
	◆ 身体障害者補助犬啓発マーク（色：青） 補助犬を啓発するために“補助犬”を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。“補助犬”とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど“補助犬”としての能力を認定された犬だけが“補助犬”と認められます。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受入が義務づけられています。このほかにも様々なデザインのシールが、補助犬受け入れの表示マークとして使われています。 問合せ先:厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 地域生活支援室 TEL03-5253-1111(代)
	◆ 聴覚障害者シンボルマーク（色：緑） 耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを表すのに使用します。また、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば必要な援助を行うという意思表示を示すのに用います。 問合せ先:社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL03-3225-5600 Fax:03-3354-0046
	◆ オストメイトマーク（色：黒地に白） オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有する方）を示すマークで、日本オストメイト協会が提唱しています。オストメイト対応であることを示すために、トイレの入口に表示するものです。なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。 問合せ先:社団法人日本オストメイト協会 TEL03-5670-7681
	◆ ヘルプマーク（色：赤地に白） 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。ヘルプマークを持つことで「援助や配慮を必要としていること知らせる効果」と、それを見た方に「援助や配慮に気づいてもらう効果」があります。 問合せ先:埼玉県福祉部障害者福祉推進課 TEL:048-830-3294 Fax:048-830-4789
	◆ 「ハート・プラス」マーク（色：青地に白、ハートと十字は赤） 心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、ハートプラスの会が提唱しています。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からは判らないため、「内部障害者」は、まだ社会に十分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。 問合せ先:ハートプラスの会 TEL・Fax:052-718-1581
	◆ 盲人を表示する国際マーク（色：青地に白） 世界盲人連合（WBU）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUでは『このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない』としています。このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある横断歩道は、視覚障害者が安全に渡れるよう、時間が長めに調整されています。 問合せ先:社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL03-5291-7855
	◆ 身体障害者標識（色：青地に白） 肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。この標識を付けた車両への幅寄せ等は禁止されています。 問合せ先:所沢市交通安全協会 TEL・Fax:04-2995-1050
	◆ 聴覚障害者標識（色：緑地に黄） 聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。聴覚に障害のある方でも、ワイドミラーの装着等を条件に普通免許に限り取得することが可能となりました。これにより免許を取得した方が普通自動車免許証を運転する場合は「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。この標識を付けた普通自動車への幅寄せ等は禁止されています。 問合せ先:所沢市交通安全協会 TEL・Fax:04-2995-1050



所沢市のイメージマスコット
トコロん

所沢市こども未来部こども福祉課
〒359-8501 所沢市並木 1-1-1
TEL 04-2998-9223 Fax 04-2998-9035